

第 6 次越谷市障がい者計画

令和 8 年度(2026 年度)～令和 12 年度(2030 年度)

～障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会～

骨子案

令和 7 年 5 月 13 日時点

越 谷 市

ごあいさつ

令和8年3月

越谷市長 福田 晃

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 障がい者の現状と計画の課題.....	4
1 統計データに基づく障がい者等の現状.....	4
(1) 人口及び世帯の推移.....	4
(2) 障がい者の推移.....	5
2 アンケート調査に基づく障がい者等の現状.....	11
(1) 調査の概要.....	11
(2) 障がい者に対するアンケート調査結果の概要.....	12
(3) 市民に対するアンケート調査結果の概要.....	31
(4) サービス提供事業者に対するアンケート調査結果の概要.....	38
(5) 障がい者雇用に取り組む民間企業に対するアンケート調査結果の概要.....	45
3 団体意向調査に基づく障がい者等の現状.....	48
(1) 調査の概要.....	48
(2) 調査票による調査結果の主な意見等.....	48
(3) ヒアリング調査結果の主な意見等.....	48
4 課題の整理.....	50
(1) 【基本方針1】障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進.....	50
(2) 【基本方針2】保健・医療の充実.....	51
(3) 【基本方針3】地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実.....	52
(4) 【基本方針4】教育・育成の充実.....	53
(5) 【基本方針5】雇用・就労の確保.....	54
(6) 【基本方針6】生涯学習環境の整備・充実.....	55
(7) 【基本方針7】生活環境の整備・充実.....	56
第3章 計画の基本的な枠組み.....	57
1 基本理念.....	57
2 基本目標.....	58
(1) 【基本目標1】相互理解・相互尊重を育む.....	58
(2) 【基本目標2】一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる.....	58
(3) 【基本目標3】社会参加を促進する.....	58
(4) 【基本目標4】誰もが安心して暮らせる生活環境を築く.....	59

3 施策の体系.....	60
第4章 施策の展開.....	61

※「障害者」、「障害」の表記について

本書では、「障害者」「障害」の表記について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

※本書での「障がい者」について

特記しない限り18歳未満の「障がい児」を含むものとします。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

越谷市では、「第5次越谷市障がい者計画（令和3年度～令和7年度）」（以下、「第5次計画」）に基づき、障がい福祉施策を推進してきました。

この第5次計画では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会を基本理念に、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指してきました。

国においては、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」、また、令和7年3月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定され、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策が総合的かつ計画的に推進されています。

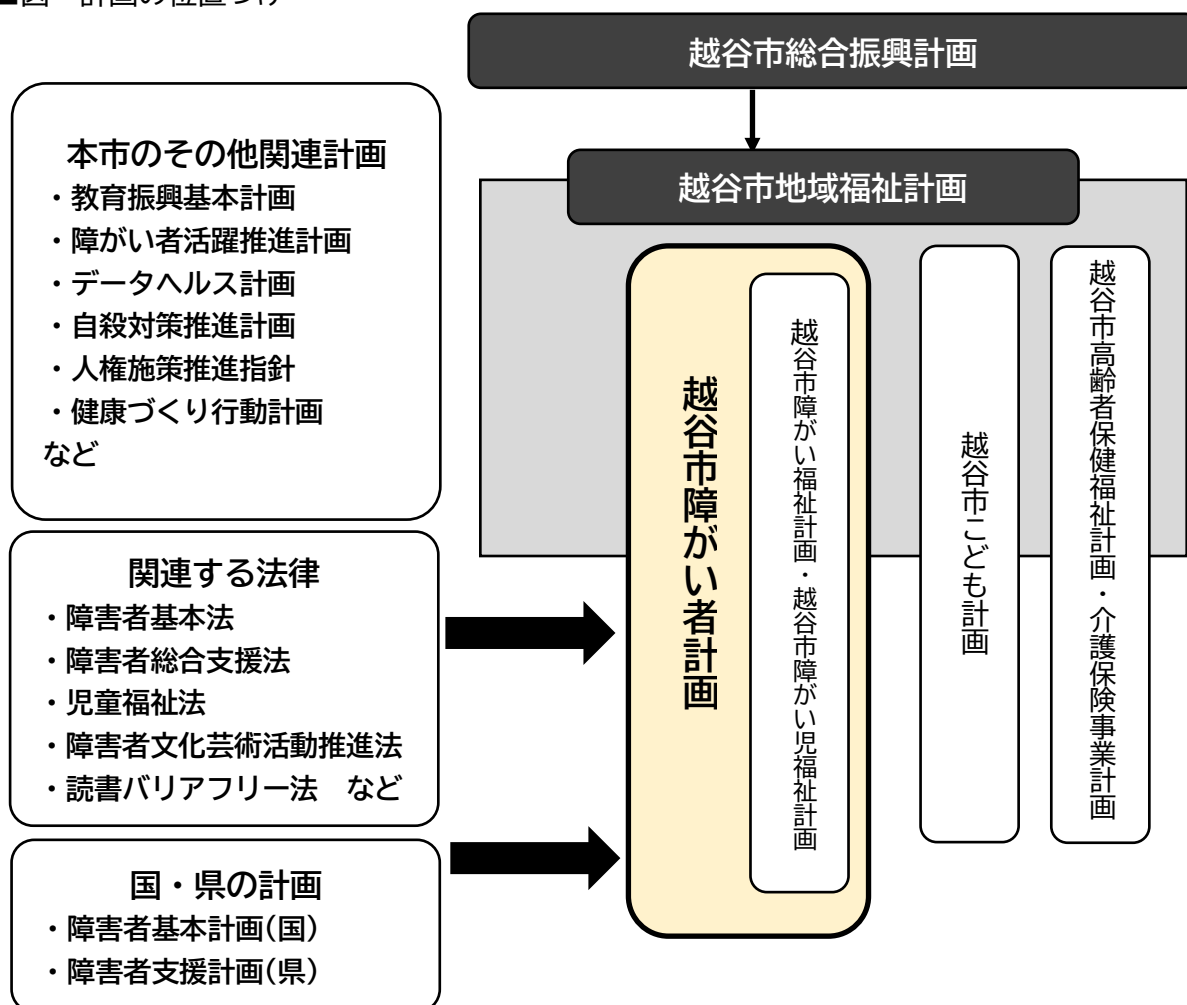
近年の法や制度等の動向では、令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）が改正され、合理的配慮の提供が民間企業に義務付けられ、同年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児支援法」）が策定され、医療的ケア児等に関する相談支援や情報提供のほか、支援に関わる人材養成の必要性が規定されました。令和4年5月には、「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が制定され、情報の取得、利用及び意思疎通に係る基本理念等が規定されました。同年12月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）等の改正では、障害者等の地域生活の支援体制の充実や精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等に関する規定が盛り込まれました。

本市においても、これまでの障がい福祉施策の成果を受け継ぎつつ、今後も予想される障がい者数の増加や高齢化に伴う障がいの重度化・重複化、いわゆる「親亡き後」等を見据え、法や制度等の改正などに迅速・的確に対応し、障がいのある人もない人も地域で分け隔てられることなく、いきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として「第6次越谷市障がい者計画（令和8年度～令和12年度）」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1)本計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、ともに地域で自分らしく、安心して暮らすためのものであることから、障がい者だけでなく、全ての市民を対象とした市民のための計画です。
- (2)本計画は、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」として策定するものであり、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえて策定しています。
- (3)本計画は、本市の最上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」と、本市の福祉関連分野の上位計画である「第4次越谷市地域福祉計画」を踏まえ、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門別計画です。
- (4)本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」と整合を図っています。
- (5)本計画は、障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を包含した計画です。

■図 計画の位置づけ



■表 根拠法

根拠法	計画名	計画の概要
「障害者基本法」 第十一条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。	障害者計画	本市の障がい者施策について、その理念や方針、施策の方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定しています。
「障害者総合支援法」 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。	障害福祉計画	国の基本指針に即し、以下の事項を策定します。 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
「児童福祉法」 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。	障害児福祉計画	国の基本指針に即し、以下の事項を策定します。 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み

3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とし、最終年度に改定を予定します。なお、国において、大幅な制度改正があった場合は、計画期間内においても必要に応じて見直しを図ることとします。

年度 計画名	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
総合振興計画	第5次計画 基本構想（R3～R12年度）									
	第5次計画 前期基本計画（R3～R7年度）					第5次計画 後期基本計画（R8～R12年度）				
地域福祉計画	第3次計画					第4次計画				
障がい者計画	第5次計画					第6次計画				
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期			第9期
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期			第5期

第2章 障がい者の現状と計画の課題

1 統計データに基づく障がい者等の現状

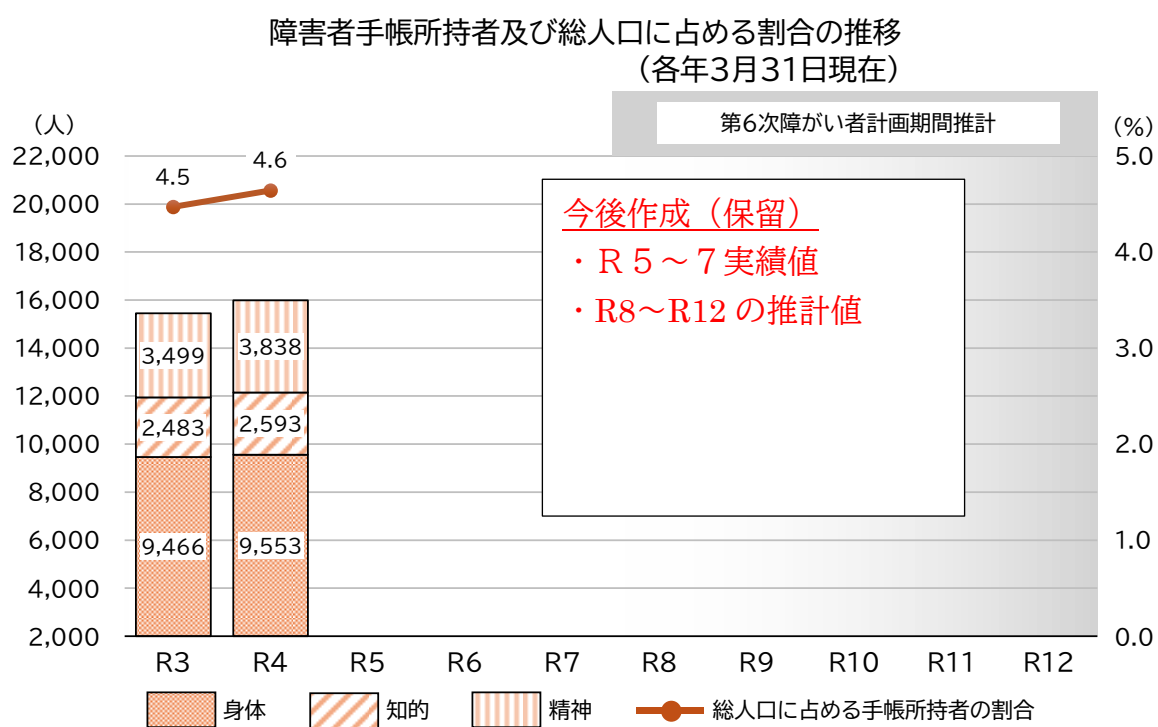
(1) 人口及び世帯の推移



資料：実績は本市ホームページの人口・統計・オープンデータより引用
推計は第5次越谷市総合振興計画後期基本計画の将来人口推計を基に作成

(2) 障がい者の推移

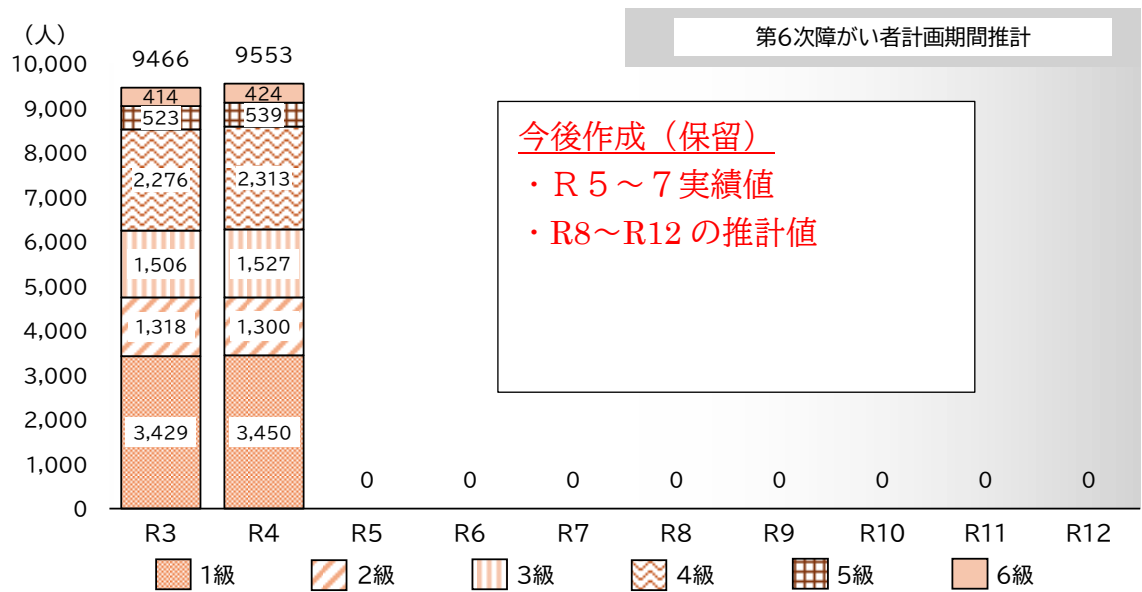
①障害者手帳所持者数の推移



第2章 障がい者の現状と計画の課題

②身体障がい者の状況

等級別の身体障害者手帳所持者の推移(各年3月31日現在)



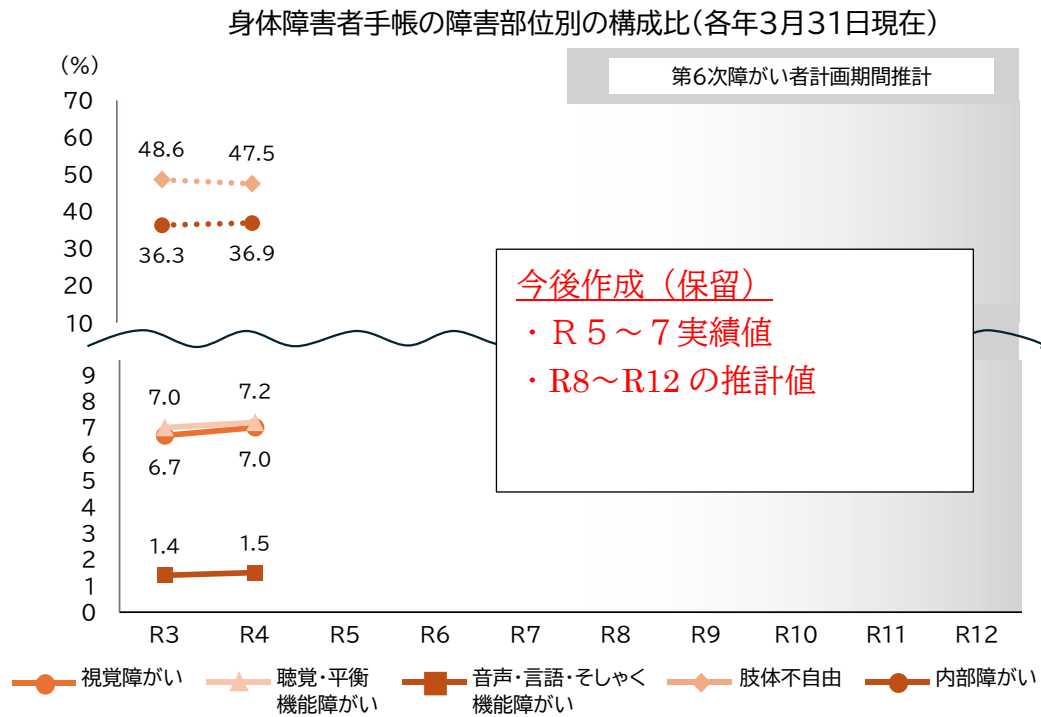
年齢3区分別の身体障害者手帳所持者の推移（各年3月31日現在）

	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上
R3				
R4				
R5				
R6				
R7				
推計	R8			
	R9			
	R10			
	R11			
	R12			

今後作成（保留）
・ R 3～7 実績値
・ R8～R12 の推計値

※()内は手帳所持者全体に占める割合です。
※構成比は、少数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

資料： 越谷市福祉部障害福祉課



部位別の身体障害者手帳所持者の推移（各年3月31日現在）

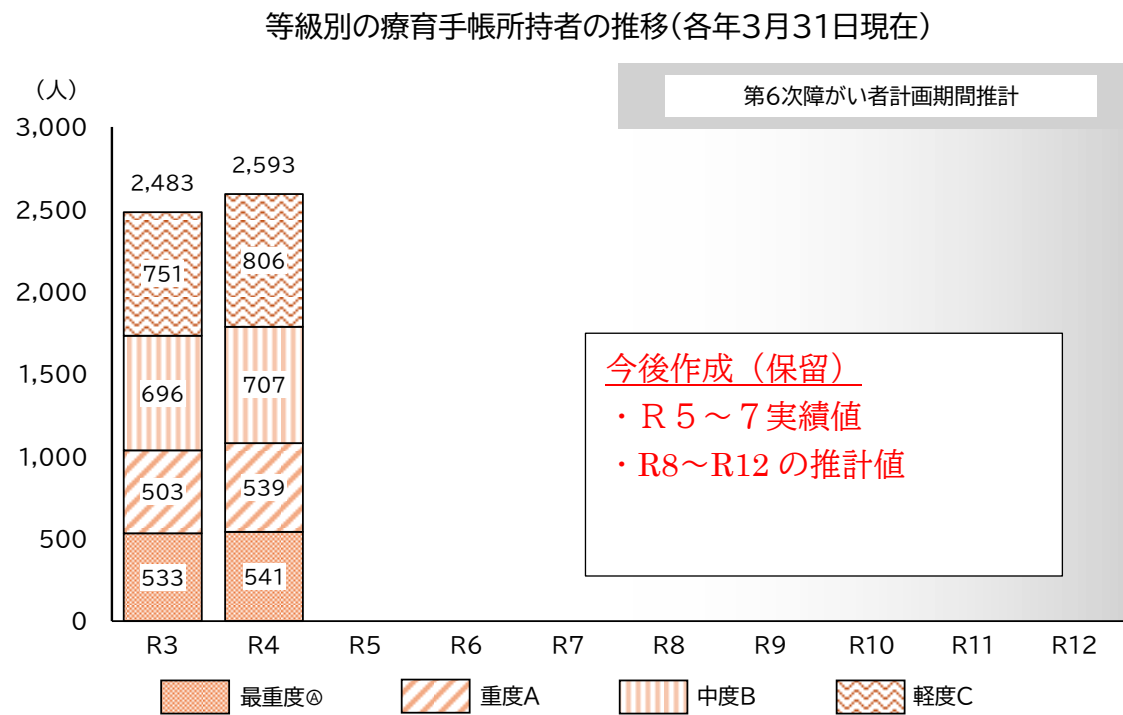
	総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	内部障がい
R3	9,466	4,604 (48.6%)	630 (6.7%)	661 (7.0%)	132 (1.4%)	3,439 (36.3%)
R4	9,553	4,533 (47.5%)	664 (7.0%)	688 (7.2%)	141 (1.5%)	3,527 (36.9%)
R5						
R6						
R7						
推計	R8					
	R9					
	R10					
	R11					
	R12					

今後作成（保留）
・ R 5～7 実績値
・ R8～R12 の推計値

資料：越谷市福祉部障害福祉課

第2章 障がい者の現状と計画の課題

③知的障がい者の状況



年齢3区分別の療育手帳所持者の推移(各年3月31日現在)

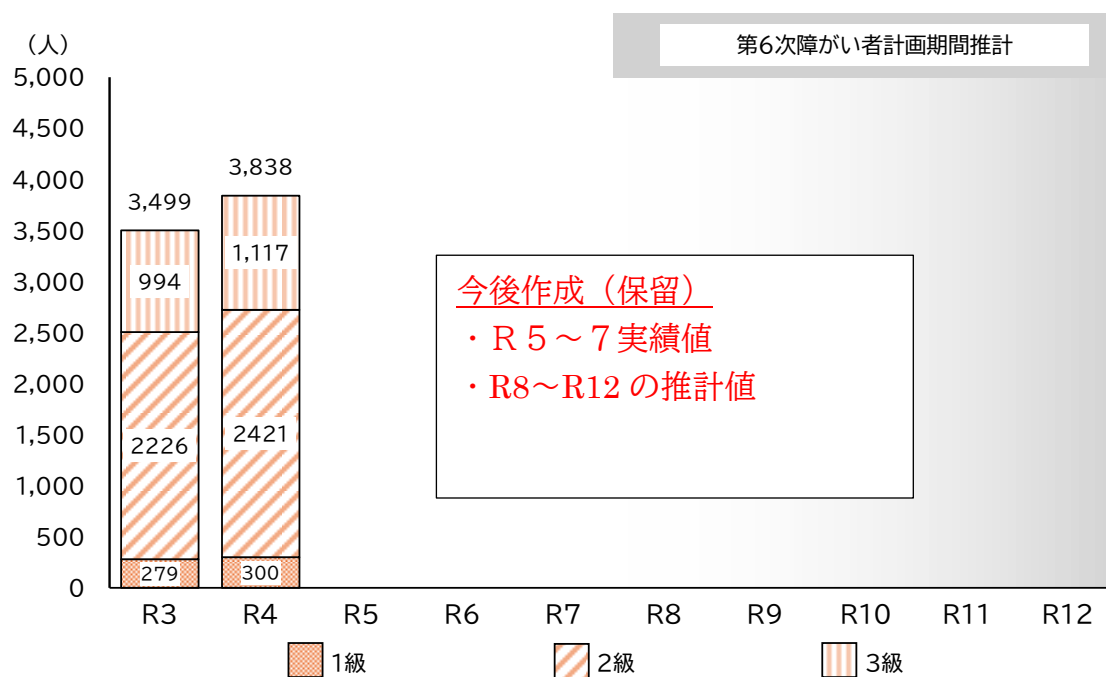
	総数	18歳未満	18~64歳	65歳以上
R3				
R4	2,483	806 (32.5%)		
R5	2,593	843 (32.5%)		
R6				
R7				
推計	R8	今後作成(保留) ・ R 5 ~ 7 実績値 ・ R8~R12 の推計値		
	R9			
	R10			
	R11			
	R12			

※()内は手帳所持者全体に占める割合です。
※構成比は、少数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

資料： 越谷市福祉部障害福祉課

④精神障がい者の状況

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(各年3月31日現在)



年齢3区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(各年3月31日現在)

	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上
R3				
R4				
R5				
R6				
R7				
推計	R8			
	R9			
	R10			
	R11			
	R12			

今後作成(保留)
・ R 3～7 実績値
・ R8～R12 の推計値

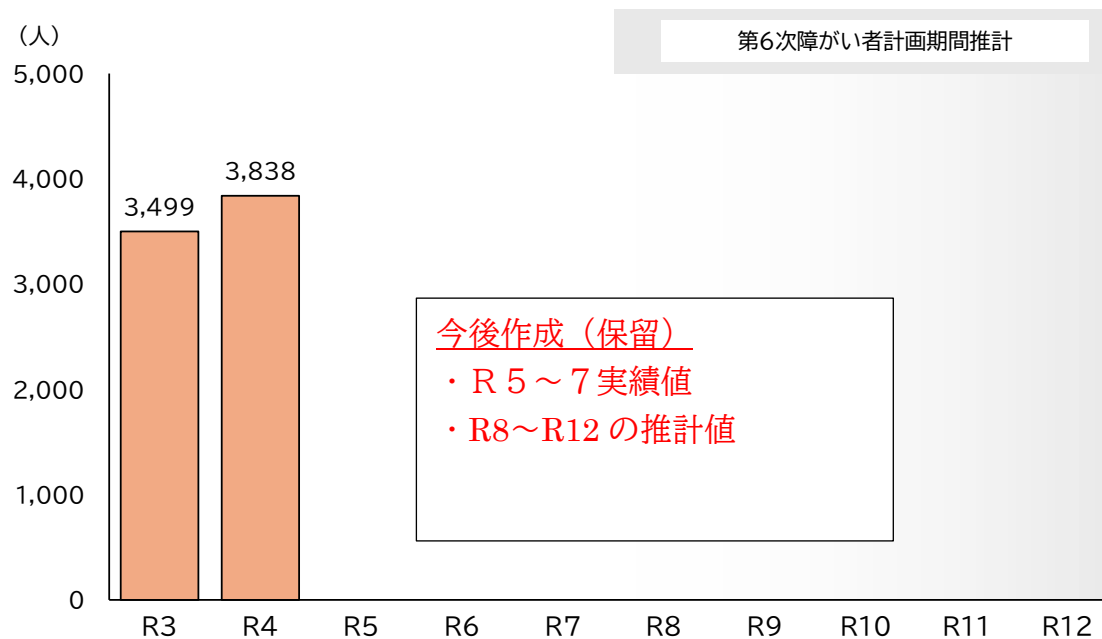
※()内は手帳所持者全体に占める割合です。

※構成比は、少数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

資料：越谷市福祉部障害福祉課

第2章 障がい者の現状と計画の課題

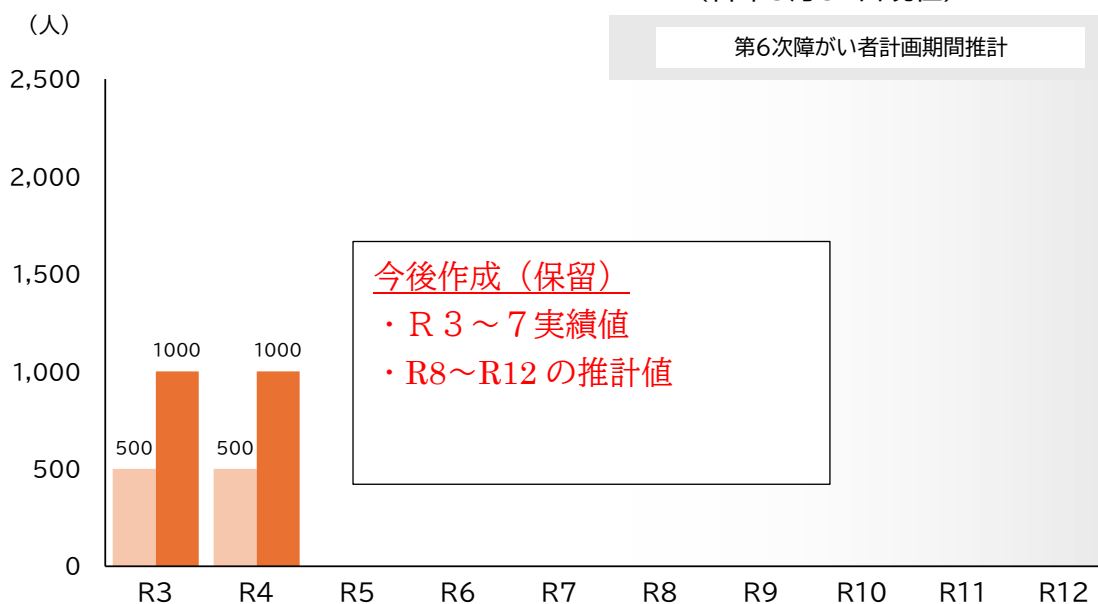
自立支援医療(精神通院)制度利用者数の推移(各年3月31日現在)



資料： 越谷市福祉部障害福祉課

⑤難病患者の状況

指定難病医療給付及び小児慢性特定疾病医療給付受給者数
(各年3月31日現在)



資料： 越谷市保健所

2 アンケート調査に基づく障がい者等の現状

(1) 調査の概要

〔調査の目的〕

令和8年度を始期とする「第6次越谷市障がい者計画」の策定にあたり、障がい者・児を取り巻く状況や課題、ニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

〔調査の設計〕

調査方法：郵送配布/郵送回収とWEB併用、郵送配布/郵送回収のみ、WEBのみ

調査期間：令和6年11月上旬～令和6年12月上旬まで

〔回収結果〕

調査種類	配布数	回収数			回収率		
		郵送	WEB	計	郵送	WEB	計
ア身体障がい	1,865	858	200	1,058	46.0%	10.7%	56.7%
イ知的障がい	504	197	60	257	39.1%	11.9%	51.0%
ウ精神障がい	810	287	129	416	35.4%	15.9%	51.4%
エ発達障がい	130	22	28	50	16.9%	21.5%	38.5%
オ高次脳機能障がい	30		1	1		3.3%	3.3%
カ難病患者	100		10	10		10.0%	10.0%
キ市民※	3,000	785	457	1,242	26.2%	15.2%	41.4%
クサービス提供事業者	311		136	136		43.7%	43.7%
ケ民間企業	48	22		22	45.8%		45.8%
合計	6,798	2,171	1,021	3,192	31.9%	15.0%	47.0%

※前回調査では対象者を「16歳以上」としていたが、こども施策に重点を置く国の方針を受け、16歳未満の方本人の「障がい」に対する意識や考えを把握するため、小学5年生以上となる「10歳以上」へ変更した。

〔グラフ等数値の見方〕

- ・表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- ・百分率（％）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。従って、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、％を足し合わせて100％にならない場合があります。
- ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、％の合計が100％を超える場合があります。
- ・表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。

第2章 障がい者の現状と計画の課題

(2) 障がい者に対するアンケート調査結果の概要

①回答者の年齢

回答者の年齢では、身体障がい「75歳以上」が40.0%、精神障がい「50～59歳」が30.5%と高く、発達障がいは「0～17歳」が9割を占めています。知的障がいでは「0～17歳」(30.0%)と「18～29歳」(26.8%)が高い割合となっています。

障がいによって回答者の年齢割合が異なっていることを踏まえて、年代別の対応を考えていく必要があります。

■回答者の年齢

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能 障がい n=1	難病患者 n=10
0～17歳	10.1	30.0	4.3	90.0	0.0	0.0
18～29歳	6.1	26.8	13.9	0.0	0.0	20.0
30～39歳	3.5	15.2	12.3	0.0	0.0	20.0
40～49歳	6.0	10.1	19.2	4.0	100.0	10.0
50～59歳	11.4	10.1	30.5	4.0	0.0	20.0
60～64歳	5.8	2.3	7.0	0.0	0.0	10.0
65～74歳	14.7	2.7	6.5	0.0	0.0	20.0
75歳以上	40.0	1.2	1.9	0.0	0.0	0.0
無回答	2.4	1.6	4.3	2.0	0.0	0.0

障がい種別： 最も割合の高い値 2番目に割合の高い値(以下、同じ)

②同居者

同居者では、身体障がい「配偶者（妻・夫）」が40.2%と最も高く、次いで「母」が23.2%となっています。知的障がい、精神障がい、発達障がい「母」と「父」の割合が高く、「母」は知的障がい76.7%、発達障がい88.0%、「父」は知的障がい63.0%、発達障がい84.0%と高くなっています。

「父」「母」「配偶者」との同居との回答が多く、家族等介助者への支援が必要です。また「ひとり暮らし」の方への地域での自立生活に向けた支援も大切です。

■同居者

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能 障がい n=1	難病患者 n=10
母	23.2	76.7	39.7	88.0	0.0	30.0
父	19.0	63.0	31.7	84.0	0.0	40.0
配偶者（妻・夫）	40.2	1.9	19.0	6.0	0.0	50.0
兄弟・姉妹	13.2	47.9	18.3	56.0	100.0	30.0
子ども	22.8	1.9	13.0	8.0	0.0	10.0
寮や施設の職員・仲間	7.8	8.9	4.8	0.0	0.0	0.0
祖父母	1.6	8.9	2.6	8.0	0.0	0.0
子どもの配偶者	3.4	0.4	1.0	2.0	0.0	0.0
その他の親族	1.6	1.2	1.4	2.0	0.0	0.0
友人など家族以外の人	0.6	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
その他	2.1	2.3	2.6	0.0	0.0	0.0
ひとり暮らし	14.2	3.9	21.2	0.0	0.0	10.0
無回答	2.4	1.2	4.1	2.0	0.0	0.0

第2章 障がい者の現状と計画の課題

③収入について

世帯の収入源では、身体障がいと精神障がいで「あなたの年金・手当」(64.1%、45.0%)、知的障がいと発達障がいで「あなた以外の家族の給与・賃金」(59.9%、88.0%)が最も高くなっています。

自身の年金・手当や自身以外の家族の給与・賃金の割合が高いことから、自立生活に向けた経済的な支援が必要です。

■主な収入

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能 障がい n=1	難病患者 n=10
あなたの給与・賃金	14.5	25.7	32.7	8.0	100.0	30.0
あなた以外の家族の給与・賃金	31.7	59.9	40.6	88.0	100.0	50.0
事業収入（自営業や農業などの収入）	2.7	0.4	1.4	2.0	100.0	0.0
財産収入（利子や家賃などの収入）	2.1	0.4	2.2	2.0	0.0	0.0
あなたの年金・手当	64.1	41.6	45.0	0.0	100.0	60.0
あなた以外の家族の年金・手当	21.1	26.1	20.4	4.0	0.0	30.0
生活保護	5.5	4.7	17.5	0.0	0.0	0.0
仕送り	0.4	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0
その他	2.4	1.2	3.1	4.0	0.0	20.0
無回答	2.5	0.8	1.2	4.0	0.0	0.0

④虐待の状況

虐待を受けたことがあるかでは、「受けたことがない」が最も高い一方で、精神障がいでは「心理的虐待」が30.3%、「身体的虐待」が12.0%と高くなっています。また、知的障がいでも「心理的虐待」が13.2%と高くなっています。

障害者虐待防止法の理解促進をはじめ、虐待の防止、早期発見・早期対応が必要です。

■虐待の状況

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=10
心理的虐待（著しい暴言、拒絶反応、不当な差別的言動など）	5.2	13.2	30.3	8.0	100.0	10.0
身体的虐待（暴行を受ける、正当な理由なく身体を拘束されるなど）	1.7	4.7	12.0	2.0	0.0	0.0
経済的虐待（本人の同意なしに財産や賃金等を使われる、理由なく金銭を与えられないなど）	0.9	1.6	6.5	0.0	0.0	10.0
性的虐待（無理やりいせつな行為をされるなど）	0.4	2.7	6.7	0.0	0.0	0.0
ネグレクト（世話の放棄、食事を提供されない、病気やけがをしても受診させてもらえないなど）	0.2	1.2	6.3	0.0	100.0	0.0
いずれも受けたことがない	70.9	72.0	51.0	82.0	0.0	80.0
無回答	22.6	12.1	14.9	10.0	0.0	10.0

⑤障がいを理由とした差別や偏見を感じること

障がいを理由とした差別や偏見を感じることでは、身体障がいでは「ない」（40.5%）、知的障がいと精神障がいでは「たまにある」（37.0%、38.9%）、発達障がいでは「ほとんどない」（50.0%）が最も高くなっています。

「よくある」と「たまにある」を合わせた「ある（計）」の割合は、知的障がいでは4割、精神障がいでは5割を超えており、身体障がいと発達障がいでも2割を超えています。

差別や偏見を感じる方は障がいの種類により差はあるものの、感じている方は多く、障害者差別解消法の一層の理解・啓発が必要です。

■障がいを理由とした差別や偏見を感じること

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=10
よくある	4.6	9.7	13.0	0.0	0.0	0.0
たまにある	20.6	37.0	38.9	24.0	100.0	80.0
ほとんどない	26.5	23.0	23.1	50.0	0.0	0.0
ない	40.5	25.7	19.0	22.0	0.0	10.0
無回答	7.8	4.7	6.0	4.0	0.0	10.0

第2章 障がい者の現状と計画の課題

⑥差別や偏見を感じる場面

差別や偏見を感じる場面では、身体障がいと知的障がいで「外での人の視線」(52.8%、58.3%)、精神障がいで「仕事や収入面」(62.0%)、発達障がいで「教育の場」(83.3%)が最も高くなっています。

差別や偏見を感じる場面は年齢にもよりますが、外での人の視線、仕事や収入面、教育の場で多く、あらゆる場での一層の理解・啓発が必要です。

■差別や偏見を感じる場面

単位：％

	身体障がい n=267	知的障がい n=120	精神障がい n=216	発達障がい n=12	高次脳機能 障がい n=1	難病患者 n=8
外での人の視線	52.8	58.3	44.4	33.3	100.0	25.0
仕事や収入面	19.1	26.7	62.0	0.0	0.0	62.5
コミュニケーションや情報の収集	23.2	20.0	40.7	8.3	0.0	12.5
交通機関の利用等	34.1	19.2	20.4	8.3	0.0	25.0
店などでの対応	25.5	24.2	14.4	25.0	0.0	12.5
隣近所づきあい	16.9	19.2	25.9	25.0	0.0	0.0
教育の場	15.4	28.3	17.6	83.3	0.0	0.0
学習機会やスポーツ・趣味の活動	19.1	12.5	16.2	16.7	0.0	12.5
公共施設の利用等	22.8	9.2	10.6	16.7	0.0	12.5
地域の行事・集まり	16.5	14.2	10.6	25.0	0.0	25.0
行政職員の対応・態度	11.6	5.0	17.6	0.0	0.0	25.0
その他	6.7	5.8	13.4	8.3	100.0	12.5
無回答	3.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0

⑦通園・通学での困りごと

通園・通学での困りごとの内容としては、身体障がい及び知的障がい、精神障がい、「交通手段が不便である」（9.9%、11.8%、10.2%）が最も高く、発達障がい「進学の支援が十分でない」（8.5%）が最も高くなっています。

交通手段、進学の支援、周囲の理解といった回答が多く、移動手段の確保や障がいに対する理解促進が必要です。

■通園・通学での困りごと

単位：%

	身体障がい n=172	知的障がい n=110	精神障がい n=59	発達障がい n=47	高次脳機能 障がい n=0	難病患者 n=0
交通手段が不便である	9.9	11.8	10.2	2.1	0.0	0.0
進学の支援が十分でない	7.0	10.9	8.5	8.5	0.0	0.0
受け入れてくれる学校が少ない	7.6	8.2	5.1	4.3	0.0	0.0
周囲の教員や児童・生徒たちの理解が得られない	4.1	7.3	8.5	6.4	0.0	0.0
トイレなどの設備が障がいに配慮されていない	4.7	5.5	5.1	2.1	0.0	0.0
通常の学級に入れない	1.7	4.5	8.5	2.1	0.0	0.0
スクールカウンセラーなどの相談体制が十分でない	2.3	3.6	3.4	6.4	0.0	0.0
通園・通学時の介助が十分でない	4.1	2.7	1.7	0.0	0.0	0.0
学校内・園内での介護や介助が十分でない	2.9	2.7	3.4	2.1	0.0	0.0
医療的なケアが受けられない	1.2	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	9.3	6.4	5.1	10.6	0.0	0.0
特になし	36.6	44.5	35.6	66.0	0.0	0.0
無回答	31.4	23.6	33.9	4.3	0.0	0.0

第2章 障がい者の現状と計画の課題

⑧現在の職場での困りごと

現在の職場での困りごとでは、身体障がい及び知的障がい、精神障がいで「収入が少ない」（21.6％、18.3％、42.0％）が最も高く、特に精神障がいで4割以上となっています。一方、「特にない」は身体障がいで4割、知的障がいで5割を超えています。

収入面、精神的なストレス、人間関係に困っている方が多く、経済的自立の支援をはじめ、職場での障がいに対する理解促進が必要です。

■現在の職場での困りごと

単位：％

	身体障がい n=218	知的障がい n=115	精神障がい n=200	発達障がい n=2	高次脳機能 障がい n=1	難病患者 n=4
収入が少ない	21.6	18.3	42.0	50.0	0.0	75.0
精神的なストレスが大きい	10.6	8.7	27.5	50.0	100.0	50.0
必要な体力が十分ではない	13.3	4.3	17.5	0.0	0.0	25.0
仕事仲間との関係	6.9	11.3	18.0	50.0	0.0	0.0
時間に追われる	10.1	4.3	8.0	0.0	100.0	25.0
仕事にやりがいがない	5.0	1.7	11.0	0.0	0.0	0.0
必要な知識と技術が十分ではない	3.2	6.1	8.0	0.0	0.0	25.0
業務で求められることができない	2.8	5.2	6.5	0.0	100.0	0.0
自分の能力が活かせない	3.2	0.9	9.0	0.0	0.0	0.0
休みがとりにくい	4.1	4.3	4.0	0.0	0.0	0.0
相談相手がない	2.3	0.9	7.5	0.0	0.0	0.0
責任が重い	4.1	2.6	1.5	0.0	0.0	0.0
障がい者用の設備が整っていない	3.7	0.9	3.0	0.0	0.0	0.0
人間的な成長が得られない	0.9	0.9	5.0	0.0	0.0	0.0
支援が得られず孤独	1.4	2.6	2.0	0.0	0.0	0.0
仕事に誇りがもてない	0.9	2.6	1.5	0.0	0.0	25.0
その他	4.1	2.6	4.5	0.0	0.0	0.0
特にない	43.6	53.0	19.5	50.0	0.0	0.0
無回答	4.6	6.1	3.5	0.0	0.0	0.0

⑨障がいのある人が働くために大切な環境

障がい者が働くために大切な環境では、すべての障がいで「職場の上司や同僚が障がいに対する理解があること」が最も高くなっており、知的障がいと精神障がいで6割、発達障がいで7割以上となっています。また、精神障がいでは「短時間勤務や勤務日数の配慮」が4割を超えています。

職場での障がいに対する理解、勤務時間や日数への配慮をあげる方が多く、事業主の障がい者雇用の理解のもと、障がい特性に応じた支援が必要です。

■障がいのある人が働くために大切な環境

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能 障がい n=1	難病患者 n=10
職場の上司や同僚が障がいに対する理解があること	43.4	67.7	60.1	72.0	0.0	70.0
短時間勤務や勤務日数の配慮	20.3	26.1	45.2	30.0	0.0	40.0
通勤手段の確保	24.3	25.3	23.1	14.0	0.0	10.0
就労に伴う環境変化により生じる課題に対する相談などの支援	9.6	23.7	22.1	26.0	100.0	10.0
勤務先におけるバリアフリーなどの配慮	21.3	6.6	5.0	4.0	0.0	20.0
通院時間の確保や服薬管理など医療上の配慮	14.9	10.9	16.8	2.0	100.0	20.0
職場で介助や援助が受けられること	13.7	20.6	9.1	20.0	0.0	10.0
在宅勤務の充実	12.9	4.3	21.9	10.0	0.0	20.0
通勤時の支援	11.8	14.4	9.1	4.0	0.0	0.0
仕事についての職場外の相談対応、支援	6.8	14.8	13.5	28.0	0.0	20.0
企業ニーズに合った就労訓練が受けられること	5.7	10.9	6.7	16.0	100.0	10.0
その他	5.9	5.1	4.3	10.0	0.0	0.0
無回答	23.2	9.7	8.7	6.0	0.0	10.0

第2章 障がい者の現状と計画の課題

⑩障害福祉サービス等の改善点

障害福祉サービスの改善点では、身体障がい及び知的障がい、発達障がい「事業者が少ない、選べない」(17.1%、19.6%、36.4%)が最も高く、特に発達障がいでは3割以上となっています。また精神障がいでは「制度や手続きがわかりにくい」(19.1%)が最も高くなっています。

事業者の数の少なさや制度・手続きのわかりにくさ、必要な時に使えないといった回答が多く、情報提供や相談支援が必要です。

■障害福祉サービス等の改善点

単位：％

	身体障がい n=521	知的障がい n=168	精神障がい n=256	発達障がい n=44	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=4
事業者が少ない、選べない	17.1	19.6	12.9	36.4	0.0	50.0
制度や手続きがわかりにくい	13.4	16.1	19.1	15.9	100.0	0.0
必要な日や時間にしたいサービスが使えない	16.5	16.1	8.6	34.1	0.0	75.0
サービスの支給量が少ない、回数や時間が足りない	10.6	10.1	11.7	11.4	0.0	0.0
利用者負担額が高い	7.7	9.5	11.7	9.1	0.0	25.0
事業者の対応がよくない	5.0	9.5	8.6	9.1	0.0	25.0
その他	4.0	7.7	7.4	13.6	0.0	0.0
特になし	20.7	20.8	30.1	36.4	0.0	0.0
無回答	43.2	32.1	28.9	0.0	0.0	0.0

⑪今後の暮らし方の希望

今後の暮らし方の希望では、身体障がい及び知的障がい、精神障がい、発達障がいとも「家族と同居」(50.5%、40.5%、41.3%、60.0%)が最も高くなっています。また、精神障がいでは「ひとり暮らし」が22.8%となっています。

各障がいとも家族との同居が多いものの、ひとり暮らしやグループホーム等の希望もあり、地域で生活するための一人ひとりの障がい者への支援が必要です。

■今後の暮らし方の希望

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=10
ひとり暮らし	11.9	10.9	22.8	12.0	0.0	30.0
介助を受けてのひとり暮らし	4.0	1.2	6.7	0.0	0.0	0.0
家族と同居	50.5	40.5	41.3	60.0	0.0	50.0
仲間・友人などと共同生活	1.0	0.4	1.7	6.0	0.0	0.0
グループホームで暮らしたい	3.6	15.2	4.1	2.0	0.0	10.0
施設などに入所したい	4.8	6.2	2.4	0.0	0.0	0.0
その他	2.6	1.2	1.9	2.0	100.0	0.0
わからない	9.4	12.1	11.8	14.0	0.0	0.0
無回答	12.3	12.5	7.2	4.0	0.0	10.0

⑫通勤・通学や外出時に不便を感じること

通勤・通学や外出時に不便を感じることは、身体障がい「道路の段差、路面のでこぼこが多い」が30.9%、「駅や建物に階段や段差が多い」が28.7%と高くなっています。知的障がいと精神障がい「他人の視線が気になる」が最も高くなっており、精神障がいでは2割となっています。また、発達障がいでは「道路の段差、路面のでこぼこが多い」と「歩道が少ない・狭い」がそれぞれ1割と高くなっています。

段差やでこぼこ、歩道といった物理的な障壁、他人の視線が気になるといった意識上の障壁があげられており、両面での障壁を除いていくことが必要です。

■通勤・通学や外出時に不便を感じること

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=10
道路の段差、路面のでこぼこが多い	30.9	7.4	16.6	10.0	0.0	30.0
駅や建物に階段や段差が多い	28.7	6.6	12.3	6.0	100.0	20.0
歩道が少ない・狭い	22.3	12.8	17.1	10.0	0.0	30.0
エスカレーターやエレベーターがない・少ない	18.7	4.7	9.6	4.0	100.0	0.0
障がい者用のトイレが少ない・使いにくい	20.7	5.1	4.6	2.0	0.0	10.0
駐車場がない・少ない	16.9	7.4	7.5	2.0	0.0	40.0
他人の視線が気になる	8.4	15.6	20.0	6.0	100.0	30.0
歩道上に障害物が多い	13.0	5.4	7.2	8.0	0.0	0.0
電車・バスの乗り降りが困難である	15.2	2.3	4.3	0.0	0.0	0.0
電車・バス車両内のフリースペースが少ない	8.2	1.6	3.4	2.0	0.0	10.0
駅の設備が配慮されていない	6.7	3.1	2.4	6.0	0.0	0.0
介助者がいない	5.3	5.1	1.4	0.0	0.0	10.0
駅などでキップが買えない	4.2	7.8	0.5	0.0	0.0	0.0
点字ブロック・音声式信号などの標示が不十分	3.3	1.2	0.7	0.0	0.0	0.0
その他	3.8	4.3	5.3	0.0	0.0	10.0
特になし	22.8	45.1	40.4	66.0	0.0	10.0
無回答	18.6	13.2	7.9	8.0	0.0	10.0

第2章 障がい者の現状と計画の課題

⑬災害に備えて力を入れてほしいこと

災害に備えて力を入れてほしいことでは、身体障がいでは「避難所の設備（トイレ、段差など）の整備」と「避難生活における介護や介助、医療などの支援体制」が高く、それぞれ4割を超えています。知的障がいでは「障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が、精神障がいでは「避難所の設備（トイレ、段差など）の整備」が、発達障がいでは「緊急情報提供体制の確立」が最も高く、それぞれ3割以上となっています。

避難所の設備や介護・医療等の支援体制、地域ぐるみの協力体制といった意見が多く、避難所のバリアフリー化や地域での支援・協力体制の整備が必要です。

■災害に備えて力を入れてほしいこと

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=10
避難所の設備（トイレ、段差など）の整備	43.6	26.5	36.1	28.0	0.0	40.0
避難生活における介護や介助、医療などの支援体制	45.0	33.1	27.9	16.0	0.0	40.0
障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立	32.0	39.3	25.7	18.0	100.0	20.0
災害が発生したときの迅速な避難誘導体制の確立	27.5	20.2	23.6	20.0	0.0	10.0
緊急情報の提供体制の確立	22.7	19.1	25.2	30.0	0.0	20.0
災害に備えた準備や地震や台風など災害に関する知識の普及	15.9	21.0	25.5	22.0	0.0	0.0
障がいのある人のための避難訓練の実施	7.1	11.7	5.3	10.0	100.0	0.0
手話などコミュニケーション手段の確保	3.2	1.6	2.4	4.0	0.0	10.0
その他	1.9	4.3	3.1	2.0	100.0	0.0
わからない	10.2	17.5	18.8	30.0	0.0	20.0
無回答	8.4	6.6	6.7	4.0	0.0	10.0

⑭友人・仲間とともに参加している活動、参加したい活動

参加している活動では、「趣味の活動」や「スポーツやレジャーなどの活動」が高くなっており、参加したい活動では、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」や「趣味の活動」が高くなっています。

参加している活動、参加したい活動とも、趣味やスポーツ・レジャー等の意見が多く、文化芸術活動やスポーツをはじめ、さまざまな活動を通じた社会参加が必要です。

■参加している活動

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=10
趣味の活動	12.8	10.5	21.2	18.0	100.0	20.0
コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦	10.6	9.7	16.6	14.0	0.0	10.0
日帰り旅行	9.8	9.3	7.0	14.0	0.0	10.0
スポーツやレジャーなどの活動	8.1	8.9	9.4	20.0	0.0	10.0
泊まりがけの旅行	6.1	4.7	6.7	14.0	0.0	10.0
自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動	7.6	3.5	2.4	14.0	0.0	10.0
知識や技術を身につける学習活動	2.8	1.9	3.6	14.0	0.0	10.0
地区センター・公民館が主催する事業	3.4	2.3	1.0	10.0	0.0	10.0
サークル活動	2.8	1.9	2.9	0.0	0.0	10.0
ボランティアなどの社会活動	2.5	1.6	3.1	0.0	0.0	10.0
当事者団体などの活動	2.3	0.8	0.7	6.0	0.0	30.0
児童館が主催する事業	0.7	0.8	0.7	14.0	0.0	0.0
その他	3.2	1.9	1.7	2.0	0.0	0.0
特にない	52.0	56.4	50.2	40.0	0.0	10.0
無回答	12.5	12.1	12.0	6.0	0.0	10.0

■参加したい活動

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=10
趣味の活動	16.4	17.1	28.6	36.0	0.0	30.0
コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦	18.5	16.0	24.3	26.0	0.0	10.0
日帰り旅行	16.0	15.2	19.2	24.0	100.0	0.0
泊まりがけの旅行	12.3	14.0	18.5	22.0	100.0	30.0
スポーツやレジャーなどの活動	9.5	13.2	14.2	42.0	0.0	10.0
知識や技術を身につける学習活動	7.2	7.0	13.9	22.0	100.0	30.0
ボランティアなどの社会活動	5.0	3.1	7.2	8.0	0.0	0.0
サークル活動	3.8	4.7	8.9	2.0	0.0	10.0
自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動	5.5	2.3	3.1	24.0	0.0	0.0
地区センター・公民館が主催する事業	4.3	2.7	3.4	12.0	0.0	0.0
当事者団体などの活動	2.6	1.6	2.4	4.0	100.0	10.0
児童館が主催する事業	1.5	1.6	1.2	22.0	0.0	0.0
その他	1.6	1.6	1.4	2.0	0.0	10.0
特にない	45.0	45.5	37.0	28.0	0.0	20.0
無回答	12.3	10.5	10.8	4.0	0.0	10.0

第2章 障がい者の現状と計画の課題

⑮障がいのある人の社会参加に大切なこと

障がいのある人の社会参加に大切なことでは、身体障がい「障がいのある人などに配慮した施設や設備の充実」が44.7%、精神障がい「活動にかかる費用の援助」が39.4%と高く、「障がいのある人などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」は知的障がい（42.4%）と発達障がい（54.0%）で高くなっています。

障がい者に配慮した施設・設備や内容、移動手段、費用面と様々な意見があり、障がい者の社会参加を社会全体で支援していくことが必要です。

■障がいのある人の社会参加に大切なこと

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能 障がい n=1	難病患者 n=10
障がいのある人などに配慮した施設や設備の充実	44.7	38.5	34.1	34.0	0.0	30.0
障がいのある人などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実	33.1	42.4	35.3	54.0	100.0	40.0
外出のための移動手段や介助の確保	34.6	23.7	20.0	16.0	0.0	10.0
活動にかかる費用の援助	24.1	24.5	39.4	36.0	0.0	50.0
障がいのある人などのためのスポーツ大会・レクリエーション行事の充実	10.7	17.1	10.3	14.0	0.0	10.0
障がいのある人などの自主的なグループづくり、リーダー育成などの支援	9.1	11.7	14.9	10.0	100.0	10.0
自治会など地域活動のための情報や相談の充実	10.4	7.4	13.9	14.0	100.0	0.0
学習の成果を発表する機会の充実	1.7	0.8	3.1	6.0	0.0	0.0
その他	5.3	7.4	6.5	6.0	0.0	20.0
無回答	18.4	17.5	13.2	14.0	0.0	10.0

⑩現在の生活で困っていること

現在の生活で困っていることでは、身体障がい「障がいにより人とのコミュニケーションが難しい」(15.2%)と「家族以外に生活を楽しむための支援を頼む人がいない」(15.3%)が高くなっています。また知的障がいと発達障がい「障がいにより人とのコミュニケーションが難しい」(45.5%、26.0%)が最も高く、精神障がい「十分な収入が得られない」(49.0%)が最も高くなっています。

コミュニケーション面や収入面に加えて、家族以外に頼む人の不在をあげている方も多く、障がい特性に応じた支援のほか、家族以外の支援者の存在が必要です。

■現在の生活で困っていること

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=10
障がいにより人とのコミュニケーションが難しい	15.2	45.5	33.2	26.0	0.0	20.0
十分な収入が得られない	14.1	25.7	49.0	4.0	100.0	30.0
家族以外に生活を楽しむための支援を頼む人がいない	15.3	28.4	18.5	18.0	0.0	10.0
働ける職業が限定される	9.0	14.4	29.8	6.0	0.0	40.0
趣味や生きがいをもてない	11.8	5.8	25.7	2.0	0.0	20.0
友人ができない	8.0	17.5	24.5	10.0	0.0	10.0
障がいのために働けない（職業に就くことができない）	8.2	7.4	27.6	0.0	0.0	40.0
医療費負担が家計を圧迫する	12.9	3.5	17.5	2.0	0.0	30.0
障がいが原因で特別な目で見られる	7.7	19.1	13.7	12.0	100.0	30.0
医療機関が近くにない	9.5	5.4	10.1	6.0	100.0	20.0
バスや鉄道など公共交通機関を利用する際の割引の受け方がわからない	8.0	6.6	12.3	0.0	0.0	10.0
生活をするうえで相談したり必要な情報を得られるところがない	6.7	9.3	11.1	2.0	0.0	30.0
お金がかかるので障がいに合った住宅改修ができない	9.9	1.6	5.5	0.0	0.0	20.0
屋外の段差等が危険でひとりで外出できない	11.2	3.1	1.4	0.0	0.0	10.0
屋外で困っていても手を差し伸べてくれる人が少ない	5.4	7.8	5.8	4.0	0.0	10.0
福祉施設の定員がいっぱいで入所できない	3.6	4.7	1.4	6.0	0.0	0.0
身の回りの世話や介助をしてくれる人がいない	3.0	2.7	4.3	0.0	100.0	0.0
自立するための住宅（持ち家、借家など）がない	1.0	3.1	8.4	0.0	100.0	10.0
障がいのない人と一緒に教育機関（幼稚園、小・中・高校、大学、専門学校など）に通えない	2.2	4.3	1.4	8.0	0.0	0.0
その他	11.2	9.7	8.2	18.0	100.0	10.0
無回答	28.2	18.7	11.3	32.0	0.0	10.0

第2章 障がい者の現状と計画の課題

⑰障がい者にとってくらしやすいまちづくりに向けた重要な施策

障がいのある方が暮らしやすいまちづくりのために市で重要と考えることでは、身体障がい「医療的なケアが必要な人への支援の充実」(31.9%)、知的障がい「保護者が亡くなったあとの生活支援の充実」(52.9%)、精神障がい「就労の援助や雇用の促進」(38.9%)、発達障がい「障がい児の療育(発達支援)の充実」(60.0%)が最も高くなっています。

親亡き後の生活支援、医療的なケアやリハビリ、就労・雇用、グループホーム等をあげている方が多く、医療・福祉等の関連機関の連携や地域での自立支援が必要です。

■障がい者にとってくらしやすいまちづくりに向けた重要な施策

単位：％

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=10
保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実	23.7	52.9	33.4	32.0	0.0	30.0
医療的なケアが必要な人への支援の充実	31.9	10.9	25.5	10.0	0.0	10.0
医療やリハビリの充実	29.3	6.6	15.1	6.0	0.0	10.0
就労の援助や雇用の促進	11.3	25.7	38.0	26.0	0.0	30.0
障がいのある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備	18.7	21.8	19.7	12.0	100.0	20.0
建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進	21.3	8.2	10.8	4.0	0.0	0.0
障がいの早期発見・保健指導体制の充実	13.3	13.6	20.4	36.0	0.0	30.0
居宅介護などの在宅福祉サービスの充実	20.7	5.8	8.7	6.0	0.0	10.0
障がい児の療育(発達支援)の充実	10.7	24.5	14.4	60.0	0.0	10.0
入所施設の整備や施設運営の改善	15.3	18.7	6.5	4.0	0.0	0.0
福祉に関する情報提供や相談の充実	12.3	10.1	16.6	10.0	100.0	0.0
障がいに対する理解に向けた啓発や交流の促進	10.1	14.0	15.6	14.0	0.0	50.0
特別支援教育など教育体制の充実	9.4	21.0	8.2	52.0	100.0	20.0
防災や安全対策など安心して暮らせるまちづくりの推進	14.2	9.3	8.9	8.0	0.0	10.0
グループホームの整備や施設運営の改善	8.5	28.4	10.6	4.0	100.0	10.0
通所施設の整備や施設運営の改善	11.1	15.6	8.2	16.0	0.0	0.0
短期入所(ショートステイ)の整備や施設運営の改善	11.9	17.1	3.8	4.0	0.0	10.0
福祉機器の利用のための助成	13.5	1.9	2.4	6.0	0.0	10.0
強度行動障害のある人への支援の充実	6.1	12.5	6.3	8.0	100.0	20.0
学校在学中の障がいについての理解や体験学習	5.3	11.7	6.3	38.0	0.0	0.0
コミュニケーションツールとしてのパソコンやスマートフォン利用支援	5.1	4.7	11.8	6.0	0.0	0.0
スポーツ・レクリエーション活動の充実	3.9	7.8	5.0	6.0	0.0	0.0
生涯学習や文化活動の充実	2.0	2.7	6.0	2.0	0.0	10.0
ボランティア活動の推進	3.0	2.3	2.9	0.0	0.0	0.0
その他	4.3	4.3	6.3	0.0	0.0	10.0
無回答	15.9	10.1	9.6	6.0	0.0	10.0

⑱家庭内で介助している方が特に大変であると感じていること

介助するうえで大変なことでは、身体障がい「外出介助」(34.8%)、知的障がいと発達障がい「本人との意思疎通」(34.5%、31.8%)、精神障がい「家事一般」(33.3%)が最も高くなっています。

家事、外出介助、意思疎通と、障がい種別により様々な意見があることから、家族等介助者への支援も含め、障がい特性に応じた適切な支援が必要です。

■家庭内で介助している方が特に大変であると感じていること

単位：%

	身体障がい n=483	知的障がい n=203	精神障がい n=204	発達障がい n=44	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=5
家事一般	27.1	23.6	33.3	15.9	100.0	20.0
外出介助	34.8	21.2	13.2	2.3	0.0	20.0
緊急時の対応	30.2	24.6	15.2	6.8	0.0	20.0
本人との意思疎通	17.2	34.5	20.6	31.8	0.0	20.0
本人の行動障がい	19.3	25.1	19.1	22.7	0.0	0.0
入浴の介助	27.5	12.8	6.9	4.5	0.0	20.0
金銭管理	8.9	27.6	29.9	11.4	100.0	40.0
食事の介助	19.3	9.9	10.3	2.3	100.0	20.0
トイレの介助	20.7	13.3	3.9	2.3	0.0	20.0
衛生管理	13.7	14.8	7.8	2.3	0.0	0.0
着替えの介助	18.6	7.4	2.9	0.0	0.0	20.0
おむつの交換	16.6	4.9	3.4	2.3	100.0	0.0
夜間の介助	12.6	3.9	2.9	0.0	0.0	0.0
室内の移動介助	11.2	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0
リハビリ介助	7.5	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0
床ずれ対策	6.6	1.0	2.5	0.0	0.0	0.0
その他	7.2	10.8	9.8	22.7	0.0	20.0
無回答	23.2	20.2	29.9	15.9	0.0	20.0

第2章 障がい者の現状と計画の課題

⑩ 介助するうえでの悩みや問題

介助での悩みや問題では、すべての障がいで「精神的に疲れる」が最も高くなっており、身体障がいと精神障がいで3割、知的障がいと発達障がいで4割を超えています。また、身体障がいでは「体力的にきつい」も33.7%と高くなっています。

各障がいで共通して、精神面、体力面、時間をあげている方が多いことから、介助者の負担軽減のためのレスパイトケアが必要です。

■ 介助するうえでの悩みや問題

単位：％

	身体障がい n=483	知的障がい n=203	精神障がい n=204	発達障がい n=44	高次脳機能 障がい n=1	難病患者 n=5
精神的に疲れる	37.5	41.4	36.3	47.7	0.0	60.0
体力的にきつい	33.7	24.6	18.1	20.5	100.0	40.0
自分の時間がもてない	27.5	21.7	20.1	29.5	0.0	20.0
他に介助者がいない	23.2	20.2	11.3	2.3	0.0	40.0
経済的な負担が大きい	18.6	9.9	18.1	18.2	0.0	20.0
睡眠時間が少ない	16.6	11.3	9.8	6.8	0.0	20.0
身近に相談できる人がいない	7.7	10.3	14.2	9.1	0.0	40.0
近くに医療機関がない	10.4	4.9	3.4	4.5	0.0	40.0
医療を受けにくい	6.6	8.9	2.9	9.1	0.0	20.0
近くに利用できる福祉施設がない	6.6	6.4	5.4	2.3	0.0	0.0
その他	3.1	6.4	2.0	4.5	0.0	0.0
特になし	14.5	26.1	18.1	29.5	0.0	0.0
無回答	21.5	15.8	28.9	4.5	0.0	20.0

②こどもの保護者が特に支援してほしいこと

こどもの保護者が特に支援してほしいことでは、身体障がいと知的障がいで「保護者が急な病気などにより、介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」(58.0%、50.0%)、発達障がいで「障がいや発達に関すること、福祉サービスなどについて知る機会」(47.6%)が最も高くなっています。

緊急時の一時的見守りや介助、経済的支援、障がいやサービスの情報をあげている方が多く、障がい児の親に対する各種支援が必要です。

■こどもの保護者が特に支援してほしいこと

単位：％

	身体障がい n=100	知的障がい n=72	精神障がい n=16	発達障がい n=42	高次脳機能 障がい n=0	難病患者 n=0
保護者が急な病気などにより、介助・支援できない ときの一時的な見守りや介助	58.0	50.0	31.3	35.7	0.0	0.0
経済的支援	42.0	47.2	56.3	38.1	0.0	0.0
障がいや発達に関すること、福祉サービスなどにつ いて知る機会	36.0	30.6	12.5	47.6	0.0	0.0
レスパイトケア	29.0	20.8	12.5	19.0	0.0	0.0
カウンセリングなど家族の心理的サポート	10.0	20.8	31.3	33.3	0.0	0.0
お子さんの通院・通所時における、兄弟姉妹の託児	18.0	8.3	18.8	14.3	0.0	0.0
他の保護者との交流機会	13.0	12.5	18.8	16.7	0.0	0.0
その他	6.0	2.8	12.5	2.4	0.0	0.0
特になし	4.0	8.3	0.0	4.8	0.0	0.0
無回答	6.0	5.6	6.3	4.8	0.0	0.0

第2章 障がい者の現状と計画の課題

②こどもの卒業後、円滑な生活を送る上で必要な支援

こどもの卒業後、円滑な生活を送る上で必要な支援では、身体障がい「学校と家庭以外の居場所づくり」(52.0%)、知的障がい「職業訓練（職場体験や実習等）」(50.0%)、発達障がい「ソーシャルスキルの習得（日常生活で円滑な人間関係を保つスキル）」(61.9%)が最も高くなっています。

こどもの卒業後の支援では、居場所、職業訓練、ソーシャルスキルをあげている方が多く、自立と社会参加に向けて、切れ目のない支援が必要です。

■こどもの卒業後、円滑な生活を送る上で必要な支援

単位：％

	身体障がい n=100	知的障がい n=72	精神障がい n=16	発達障がい n=42	高次脳機能障がい n=0	難病患者 n=0
学校と家庭以外の居場所づくり	52.0	44.4	37.5	42.9	0.0	0.0
仲間・友人づくり	47.0	29.2	43.8	59.5	0.0	0.0
職業訓練（職場体験や実習等）	27.0	50.0	50.0	28.6	0.0	0.0
ソーシャルスキルの習得（日常生活で円滑な人間関係を保つスキル）	17.0	43.1	50.0	61.9	0.0	0.0
心身の健康管理	43.0	22.2	31.3	31.0	0.0	0.0
障がい特性や課題に応じた学習支援	22.0	23.6	6.3	28.6	0.0	0.0
家計管理に対する支援（金銭管理や貯蓄をする習慣を身につけるための支援）	13.0	34.7	25.0	21.4	0.0	0.0
スポーツ体験	6.0	4.2	0.0	2.4	0.0	0.0
その他	1.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0
特になし	6.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	5.0	5.6	6.3	4.8	0.0	0.0

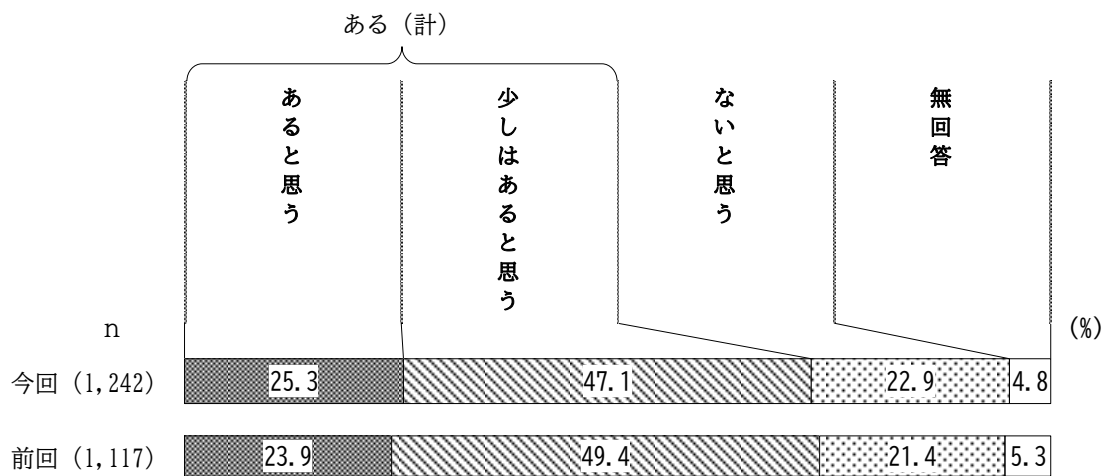
(3) 市民に対するアンケート調査結果の概要

①障がい者等に対する差別や人権侵害を感じること

障がい者等に対する差別や人権侵害を感じることは、「あると思う」(25.3%)と「少しはあると思う」(47.1%)を合わせた「ある(計)」は72.4%となっています。

差別や人権侵害を感じる割合は依然高く、意識面での大きな変化は見られないことから、法律も含め、障がいに対する正しい理解の促進に向けた取組みの一層の推進が必要です。

■障がい者等に対する差別や人権侵害を感じること



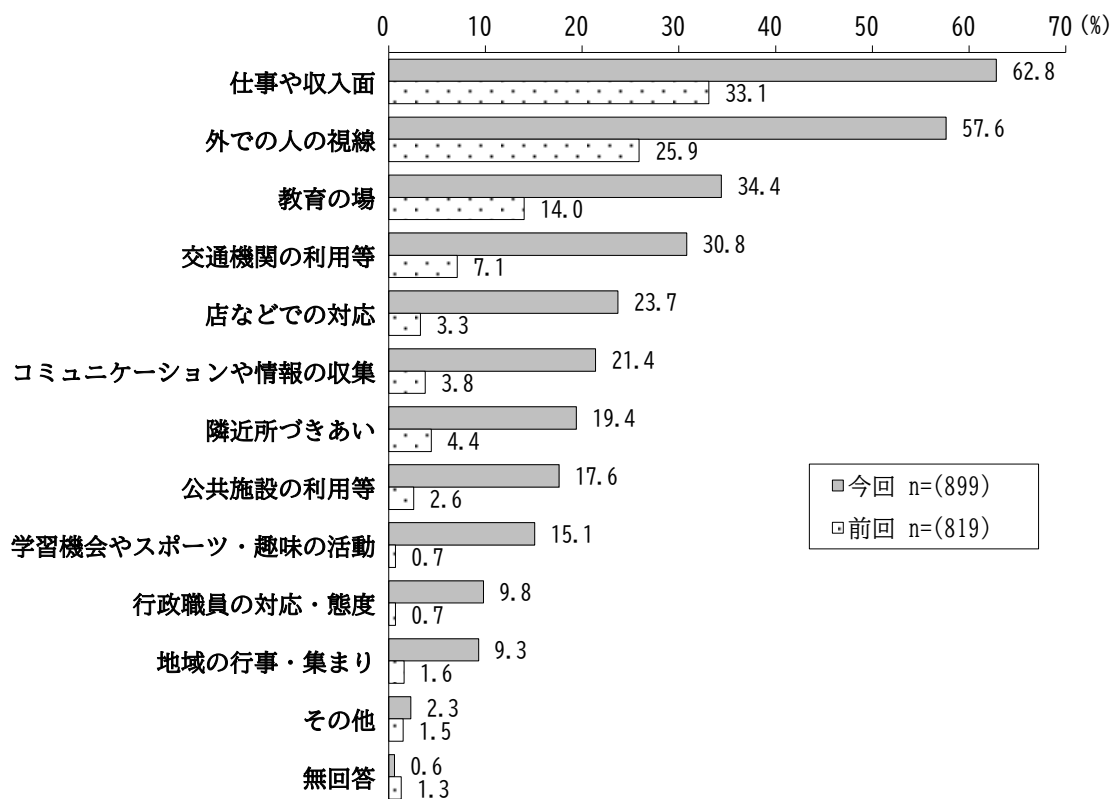
第2章 障がい者の現状と計画の課題

②障がい者等に対する差別や人権侵害を感じた場所

障がい者等に対する差別や人権侵害を感じた場所では、「仕事や収入面」が62.8%で最も高く、次いで「外での人の視線」(57.6%)、「教育の場」(34.4%)、「交通機関の利用等」(30.8%)となっています。

仕事や収入面、人の視線、教育の場と前回調査から上位に変動はないことから、引続き、市民、団体、企業等に向けた幅広い広報・啓発活動が必要です。

■障がい者等に対する差別や人権侵害を感じた場所

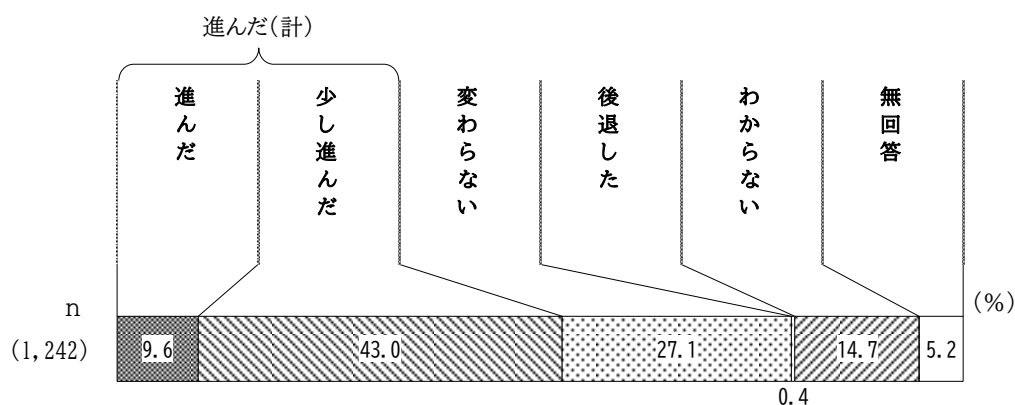


③障がいや障がいのある人に対する理解の推進

障がいや障がいのある人に対する理解の推進では、「進んだ」(9.6%)と「少し進んだ」(43.0%)を合わせた《進んだ(計)》は52.6%となっています。また、「変わらない」が27.1%となっています。

理解の促進が進んだとの回答が5割を超える一方、変わらないとの回答も一定割合いることから、共生社会の実現に向けて引続き、広報・啓発の促進が必要です。

■障がいや障がいのある人に対する理解の推進



第2章 障がい者の現状と計画の課題

④障がいのある人を支える活動の具体的な活動内容

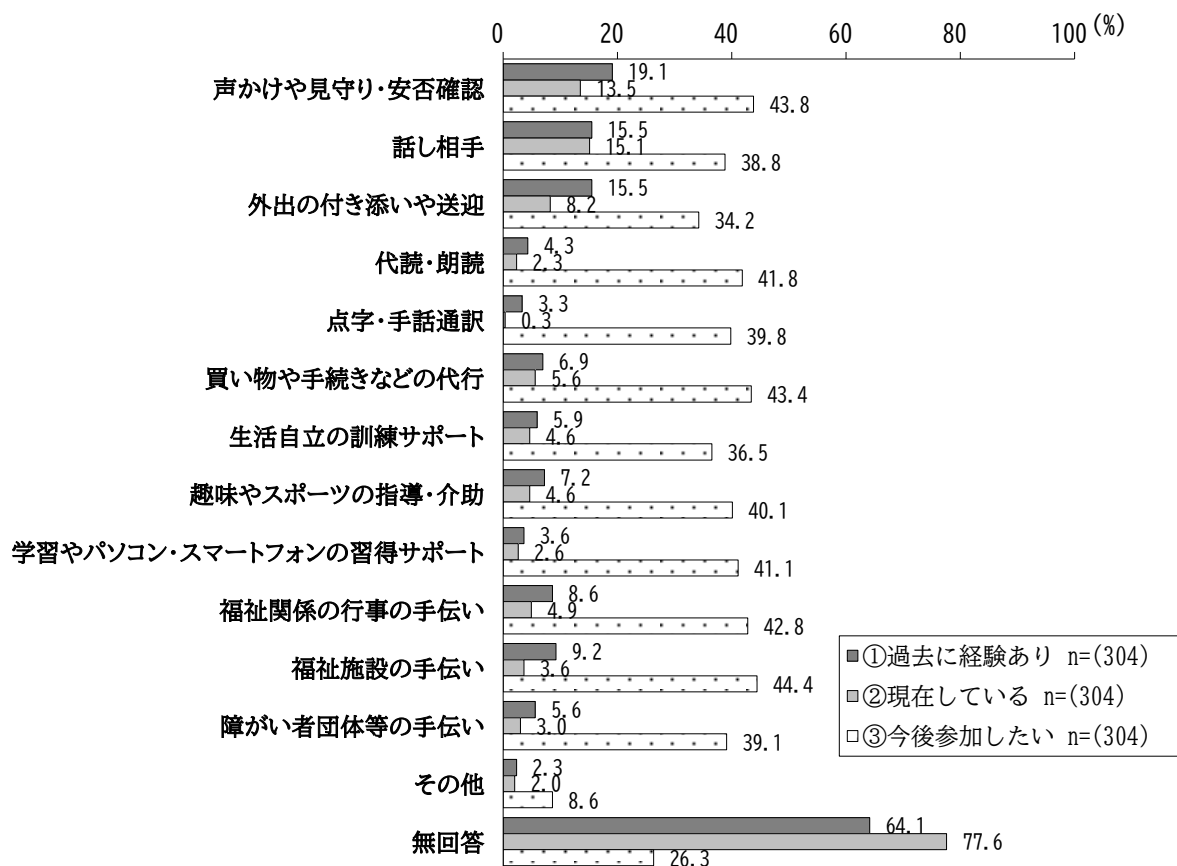
過去に経験ありでは、「声かけや見守り・安否確認」が19.1%で最も高く、「話し相手」、「外出の付き添いや送迎」も1割を超えています。

現在しているでは、「話し相手」が15.1%で最も高く、次いで「声かけや見守り・安否確認」(13.5%)、「外出の付き添いや送迎」(8.2%)、「買い物や手続きなどの代行」(5.6%)となっています。

今後参加したいでは、「福祉施設の手伝い」が44.4%で最も高く、次いで「声かけや見守り・安否確認」(43.8%)、「買い物や手続きなどの代行」(43.4%)、「福祉関係の行事の手伝い」(42.8%)となっています。

具体的な活動内容について、どの内容とも今後参加したいとの回答が高いことから、各種情報を提供したり、活動への参加機会の提供が必要です。

■障がいのある人を支える活動の具体的な活動内容

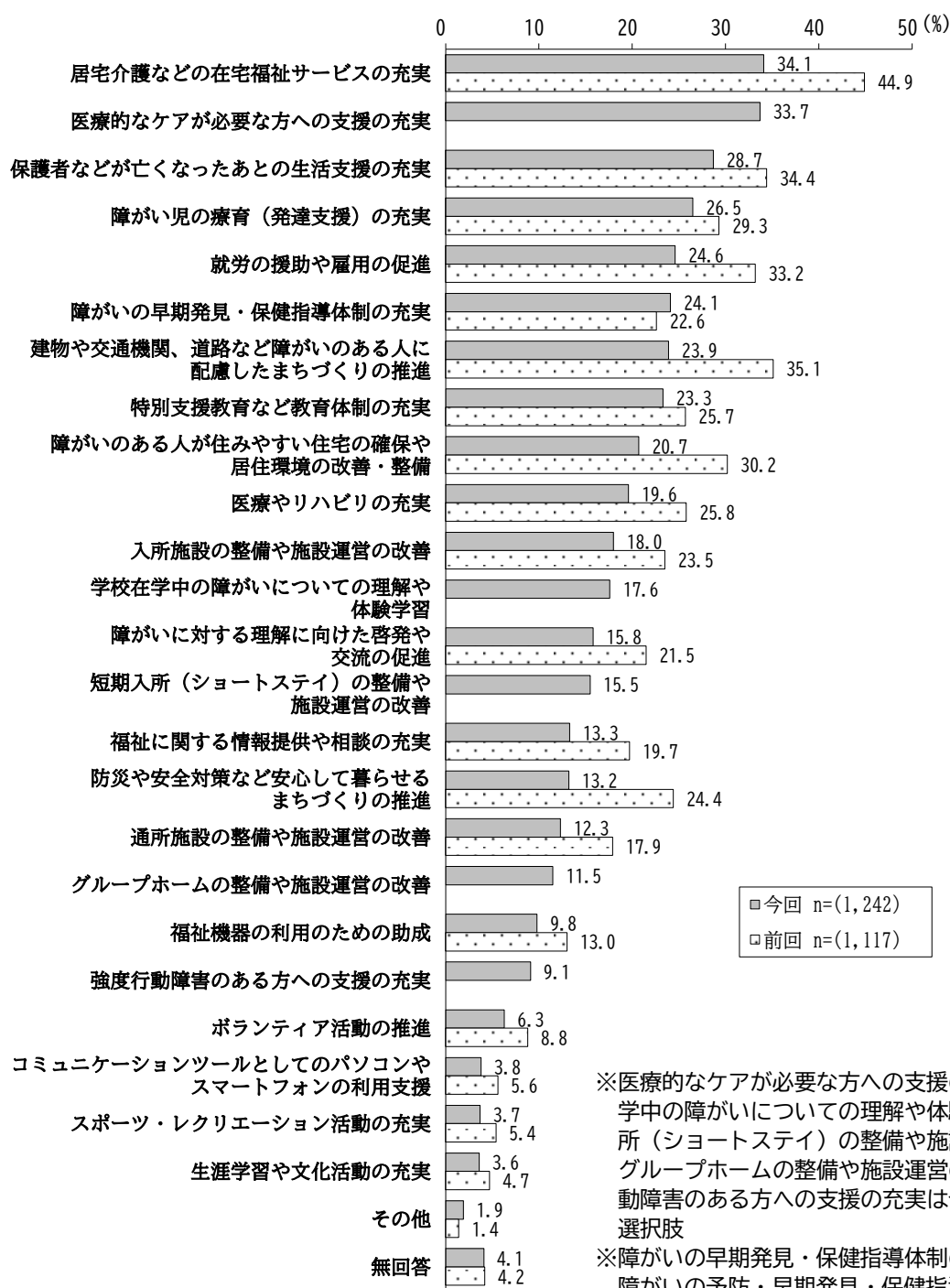


⑤障がい者にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策

障がい者等に暮らしやすいまちづくりに向けて市で重要だと考える施策では、「居宅介護などの在宅福祉サービスの充実」が34.1%で最も高く、次いで「医療的なケアが必要な方への支援の充実」(33.7%)、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」(28.7%)、「障がい児の療育(発達支援)の充実」(26.5%)となっています。

前回調査から引続き上位の在宅福祉サービスの充実、親亡き後の支援、療育に、今回から医療的ケアが上位に加わり、高齢化や昨今の法制度等への対応が必要です。

■障がい者にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策



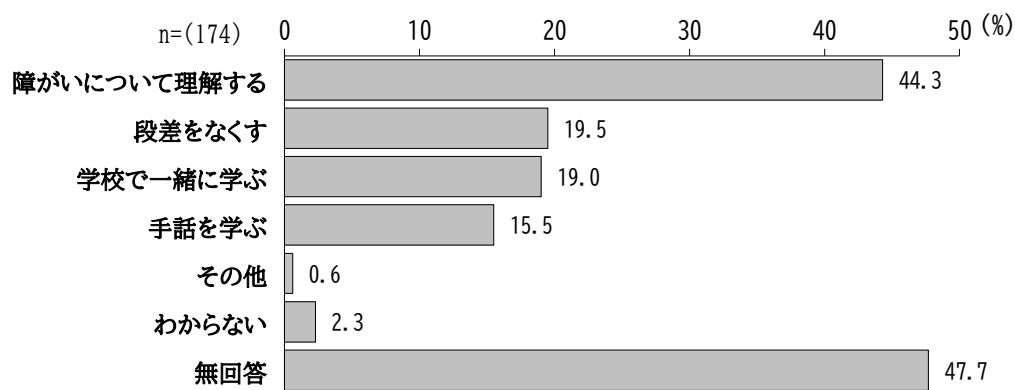
第2章 障がい者の現状と計画の課題

⑥障がいのある人と一緒に生活するために必要なこと（10～15歳の方）

障がいのある人と一緒に生活するために必要なことでは、「障がいについて理解する」が44.3%で最も高く、次いで「段差をなくす」（19.5%）、「学校で一緒に学ぶ」（19.0%）、「手話を学ぶ」（15.5%）となっています。

障がいについての理解をあげている方が多く、こどもの頃からの理解促進が必要です。

■障がいのある人と一緒に生活するために必要なこと

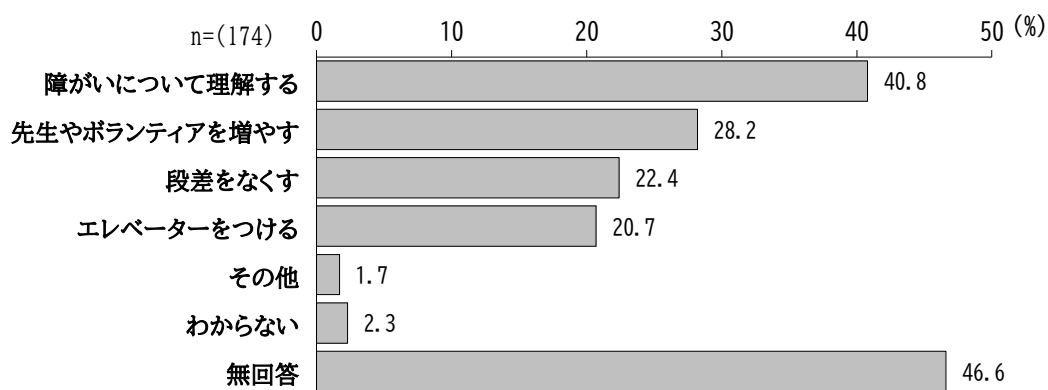


⑦障がいのある人に対し、学校として必要な配慮（10～15歳の方）

障がいのある人に対し、学校として必要な配慮では、「障がいについて理解する」が40.8%で最も高く、次いで「先生やボランティアを増やす」（28.2%）、「段差をなくす」（22.4%）、「エレベーターをつける」（20.7%）となっています。

障がいについての理解、先生やボランティアの増員が段差やエレベーターといったハード面のバリアフリーより多く、情報提供や人的サポートが必要です。

■障がいのある人に対し、学校として必要な配慮

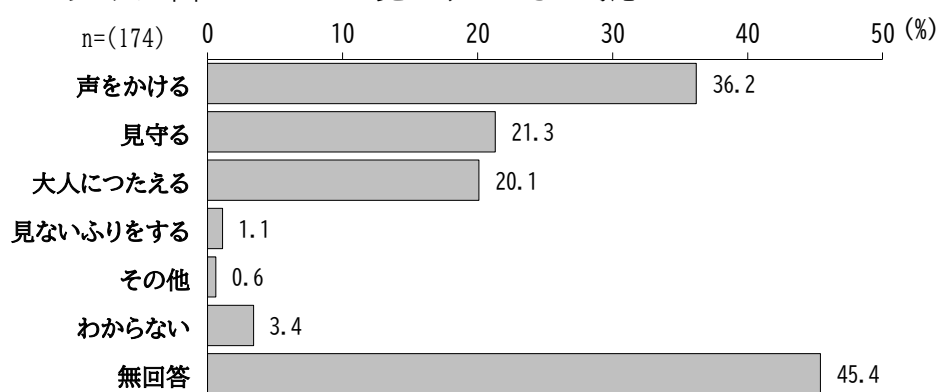


⑧障がいのある人が困っているのを見かけたときの対応（10～15 歳の方）

障がいのある人が困っているのを見かけたときの対応では、「声をかける」が 36.2%で最も高く、「見守る」、「大人につたえる」も2割を超えています

声かけや見守り、大人への伝達をあげている方が多く、実際に対応できるよう、こどもたちの多様な学習・体験活動機会を増やす必要があります。

■障がいのある人が困っているのを見かけたときの対応

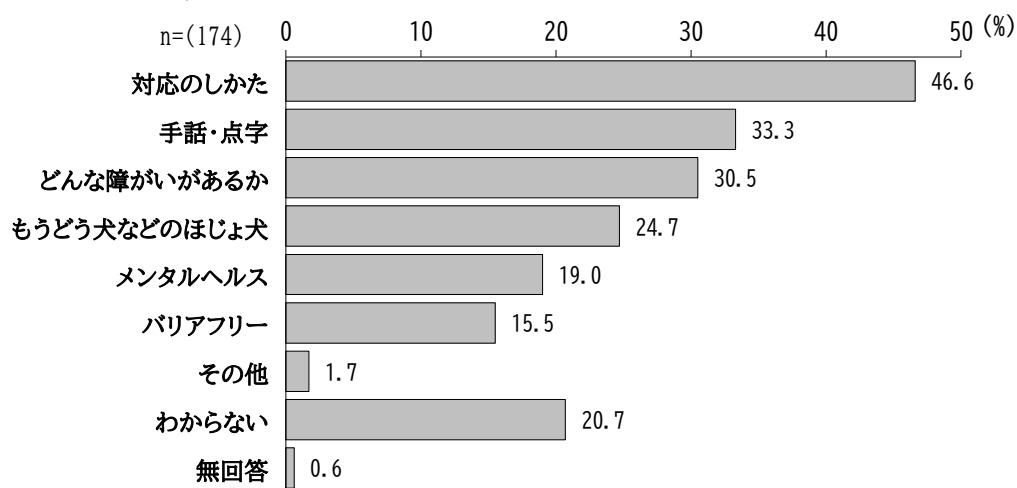


⑨障がいについて学びたいこと（10～15 歳の方）

障がいについて学びたいことでは、「対応のしかた」が 46.6%で最も高く、次いで「手話・点字」(33.3%)、「どんな障がいがあるか」(30.5%)、「もうどう犬などのほじょ犬」(24.7%)となっています。

学びたいこととして、対応のしかたや手話・点字、障がいの種類をあげている方が多く、こどもたちの多様な学習・体験活動機会を増やす必要があります。

■障がいについて学びたいこと



第2章 障がい者の現状と計画の課題

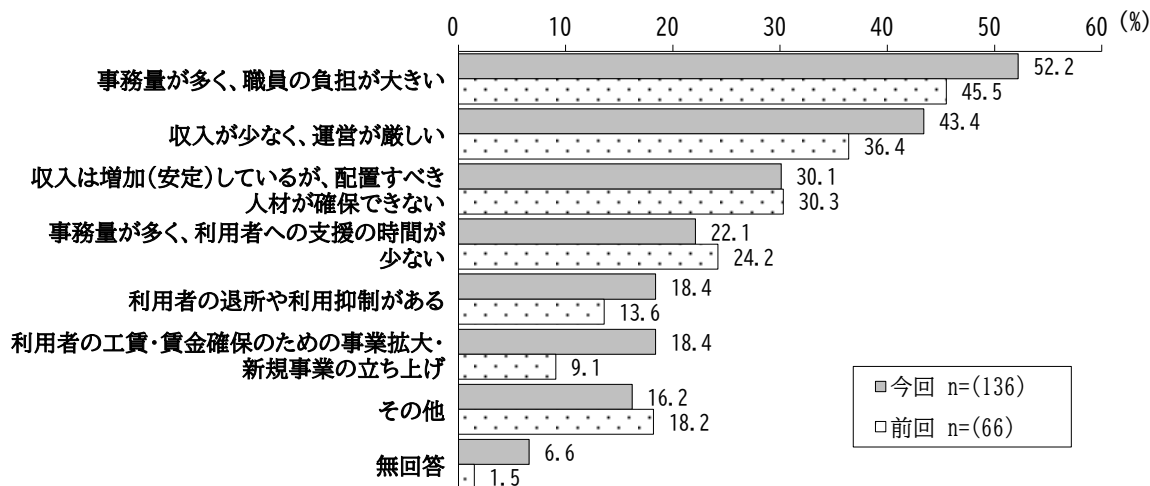
(4) サービス提供事業者に対するアンケート調査結果の概要

①事業運営上の課題

事業運営上の課題は、「事務量が多く、職員の負担が大きい」、「収入が少なく、運営が厳しい」の順となっており、前回調査に比べてその割合は増えています。

前回調査より職員負担が大きい、運営が厳しいといった上位2つの割合が増加しており、事務効率化や収入増に向けて、引続き運営の改善を図ることが必要です。

■事業運営上の課題



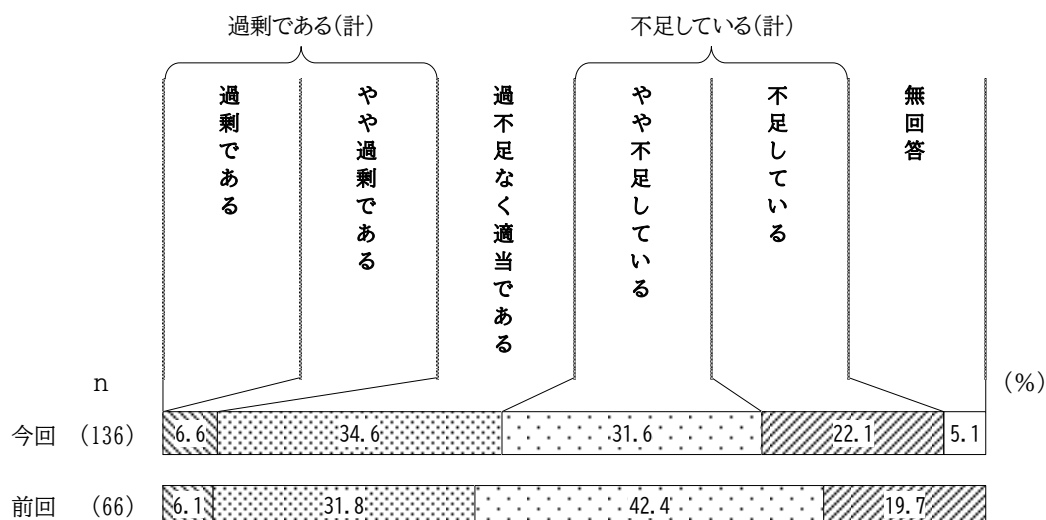
②職員の過不足状況

職員の過不足状況は、「過不足なく適当である」が 34.6%で最も高くなっています。また、「やや不足している」(31.6%)と「不足している」(22.1%)を合わせた《不足している(計)》の割合は5割を超えています。

前回調査と比較すると、《不足している》(今回：53.7%、前回 62.1%)で前回調査よりも 8.4 ポイント減少しています。

前回調査より適切であるという割合が増加しましたが、不足しているは5割を超えており、引続き人員確保に向けた取組が必要です。

■職員の過不足状況

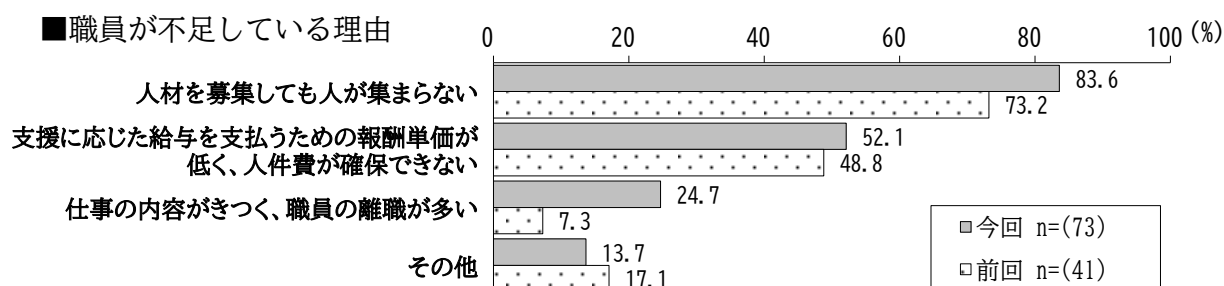


③職員が不足している理由

職員が不足している理由では、「人材を募集しても人が集まらない」が 83.6%で最も高く、次いで「支援に応じた給与を支払うための報酬単価が低く、人件費が確保できない」(52.1%)、「仕事の内容がきつく、職員の離職が多い」(24.7%)となっています。

前回調査と比較すると、「仕事の内容がきつく、職員の離職が多い」(今回：24.7%、前回 7.3%)、「人材を募集しても人が集まらない」(今回：83.6%、前回 73.2%)で前回調査よりも 10 ポイント以上増加しています。

前回調査より、募集しても集まらない、人件費が確保できない、職員の離職とも回答が増加しており、人材確保に向けた取組みや業務の改善等が必要です。

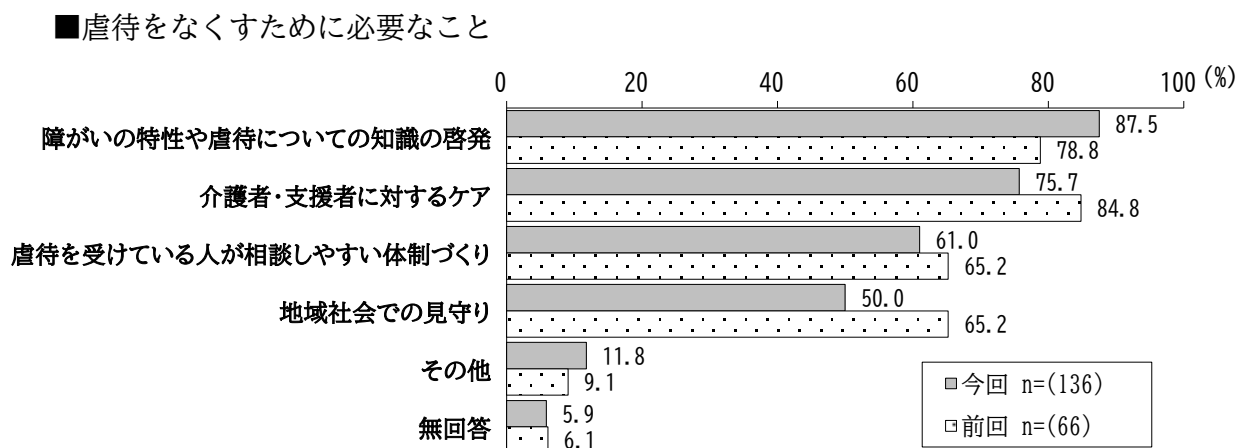


④虐待をなくすために必要なこと

虐待をなくすために必要なことでは、「障がいの特性や虐待についての知識の啓発」が 87.5%で最も高く、次いで「介護者・支援者に対するケア」(75.7%)、「虐待を受けている人が相談しやすい体制づくり」(61.0%)、「地域社会での見守り」(50.0%)となっています。

前回調査と比較すると、「地域社会での見守り」(今回：50.0%、前回：65.2%)で 15.2 ポイント、「介護者・支援者に対するケア」(今回：75.7%、前回：84.8%)で 9.1 ポイント、前回調査よりも減少しています。また、「障がいの特性や虐待についての知識の啓発」(今回：87.5%、前回：78.8%)で前回調査よりも 8.7 ポイント増加しています。

前回調査より、「障がいの特性や虐待についての知識の啓発」の回答が増加しており、事業者に向けたさらなる広報・啓発活動の促進が必要です。



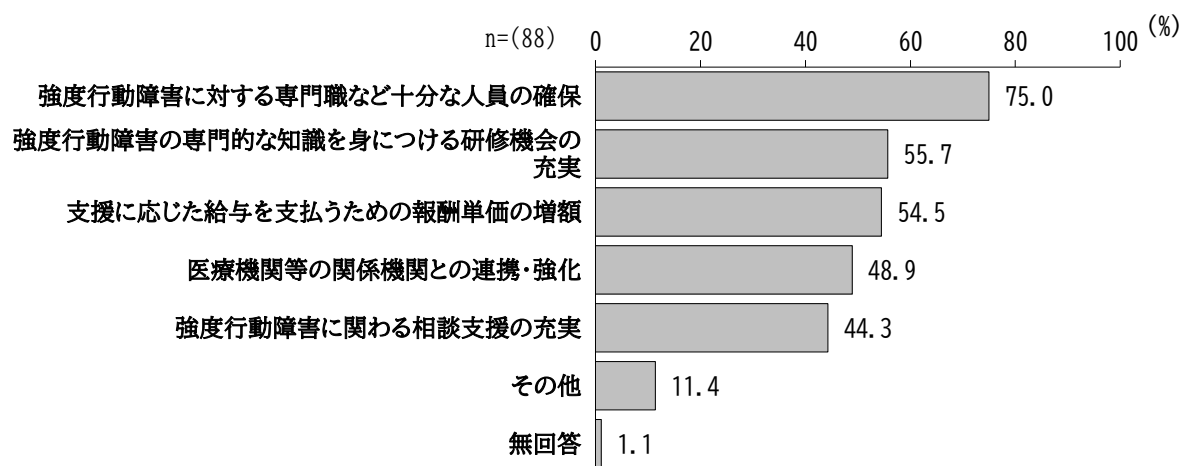
第2章 障がい者の現状と計画の課題

⑤強度行動障害のある方を受入れ・支援するために重要な事項

強度行動障害のある方を受入れ・支援するために重要な事項では、「強度行動障害に対する専門職など十分な人員の確保」が75.0%で最も高く、「強度行動障害の専門的な知識を身につける研修機会の充実」、「支援に応じた給与を支払うための報酬単価の増額」も5割を超えています。

専門職などの人員確保をあげているところが最も多く、専門人材の確保や専門的な知識を得るための研修機会が必要です。

■強度行動障害のある方を受入れ・支援するために重要な事項

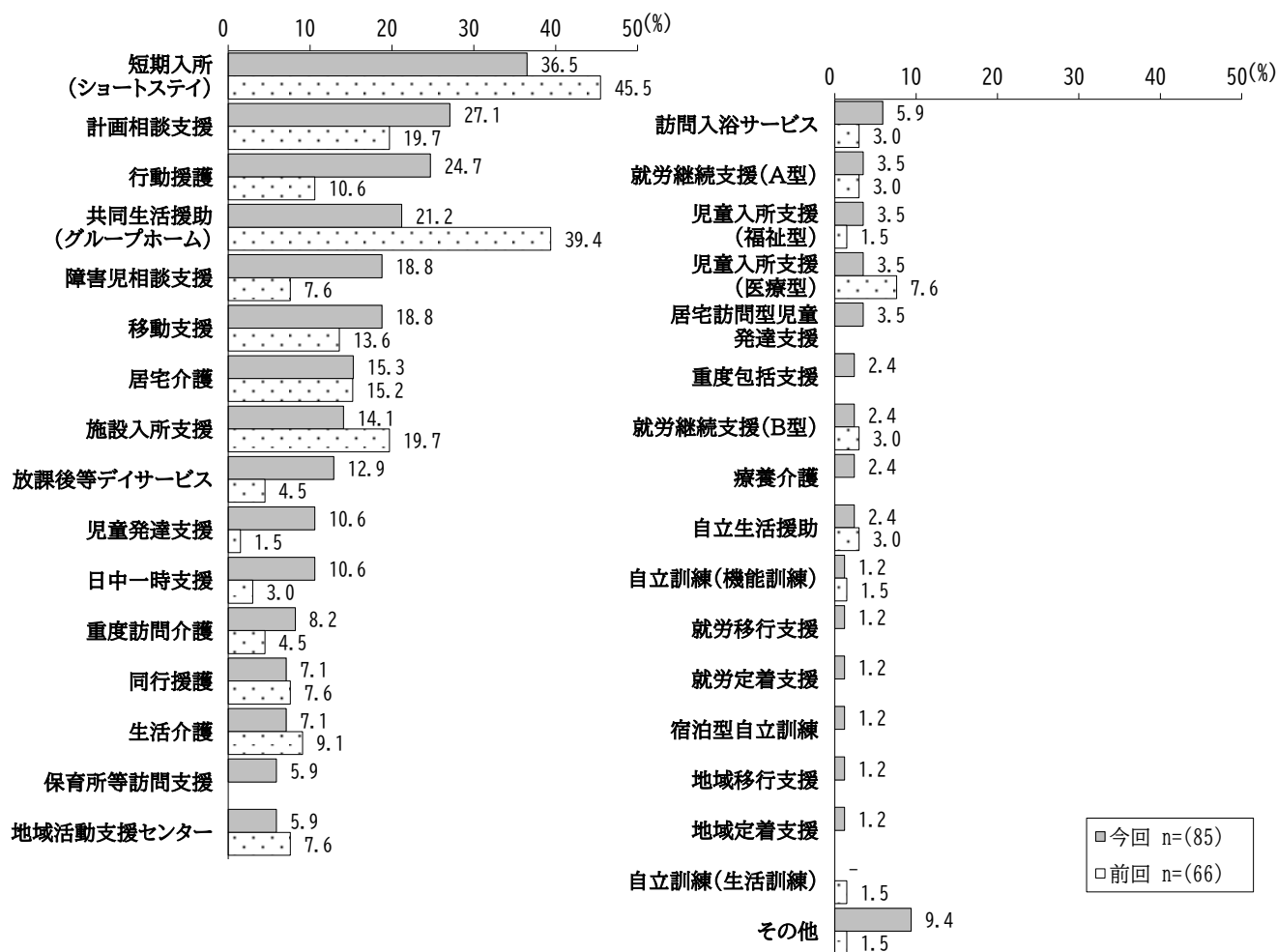


⑥不足していると感じられる障害福祉サービスの種類

不足していると感じられる障害福祉サービスの種類では、「短期入所(ショートステイ)」が36.5%で最も高く、次いで「計画相談支援」(27.1%)、「行動援護」(24.7%)、「共同生活援助(グループホーム)」(21.2%)となっています。

前回調査に比べて、上位から「計画相談支援」「行動援護」「障害児相談支援」「移動支援」と増加しており、ニーズに合わせたサービス基盤の整備が必要です。

■不足していると感じられる障害福祉サービスの種類



※今回追加された選択肢（重度包括支援、就労移行支援、就労定着支援、療養介護、宿泊型自立訓練、地域移行支援、地域定着支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）

※回答数の制限は、前回三つまでに○、今回あてはまるすべてに○となっている。

第2章 障がい者の現状と計画の課題

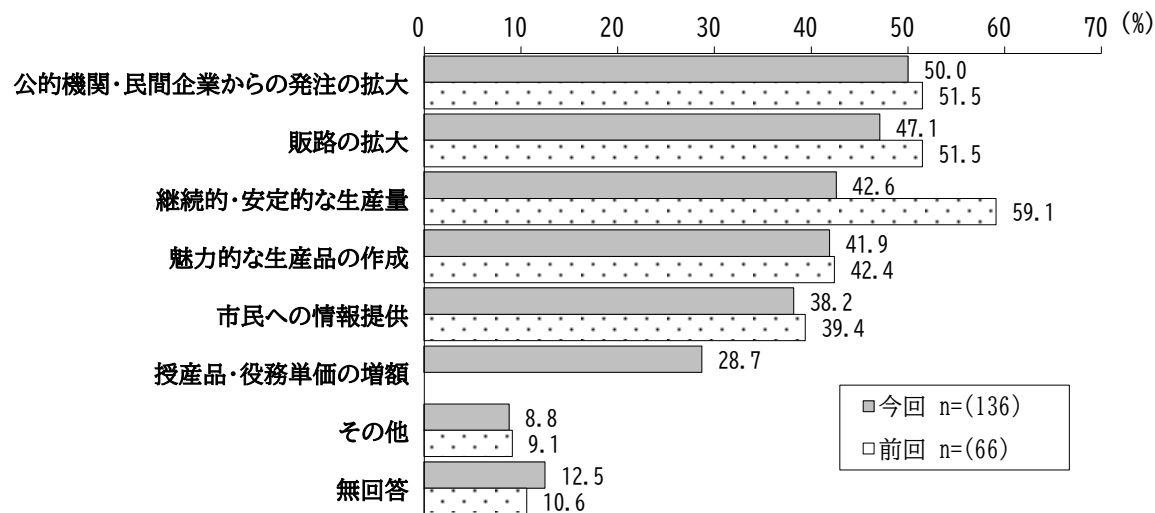
⑦障がい者の工賃収入の向上のために必要なこと

障がい者の工賃収入の向上のために必要なことでは、「公的機関・民間企業からの発注の拡大」が50.0%で最も高く、次いで「販路の拡大」(47.1%)、「継続的・安定的な生産量」(42.6%)、「魅力的な生産品の作成」(41.9%)となっています。

前回調査と比較すると、「継続的・安定的な生産量」(今回：42.6%、前回：59.1%)で前回調査よりも16.5ポイント減少しています。

前回調査に比べて、どの割合も減少していますが、公的機関・民間企業からの発注の拡大をあげている方が最も多く、優先調達に向けた働きかけが必要です。

■障がい者の工賃収入の向上のために必要なこと



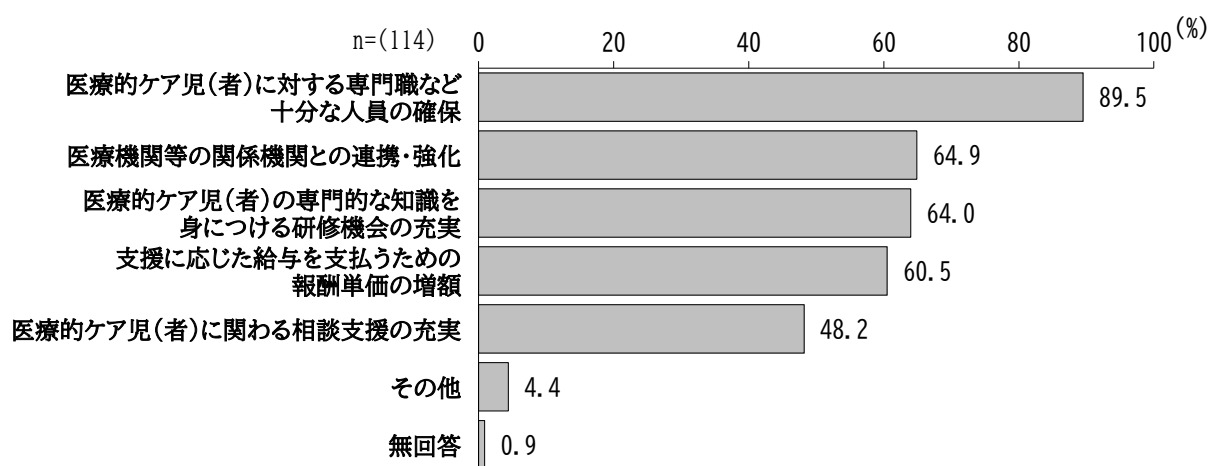
※授産品・役務単価の増額は今回追加された選択肢

⑧医療的ケア児（者）に対する支援を積極的に検討するために重要なこと

医療的ケア児（者）に対する支援を積極的に検討するために重要なことでは、「医療的ケア児（者）に対する専門職など十分な人員の確保」が89.5%で最も高く、「医療機関等の関係機関との連携・強化」、「医療的ケア児（者）の専門的な知識を身につける研修機会の充実」、「支援に応じた給与を支払うための報酬単価の増額」も6割を超えています。

専門的人材の確保をあげている方が最も多く、医療的ケア児等に対する支援に向けて人材の質的・量的確保や関係機関との連携・強化が必要です。

■医療的ケア児（者）に対する支援を積極的に検討するために重要なこと



第2章 障がい者の現状と計画の課題

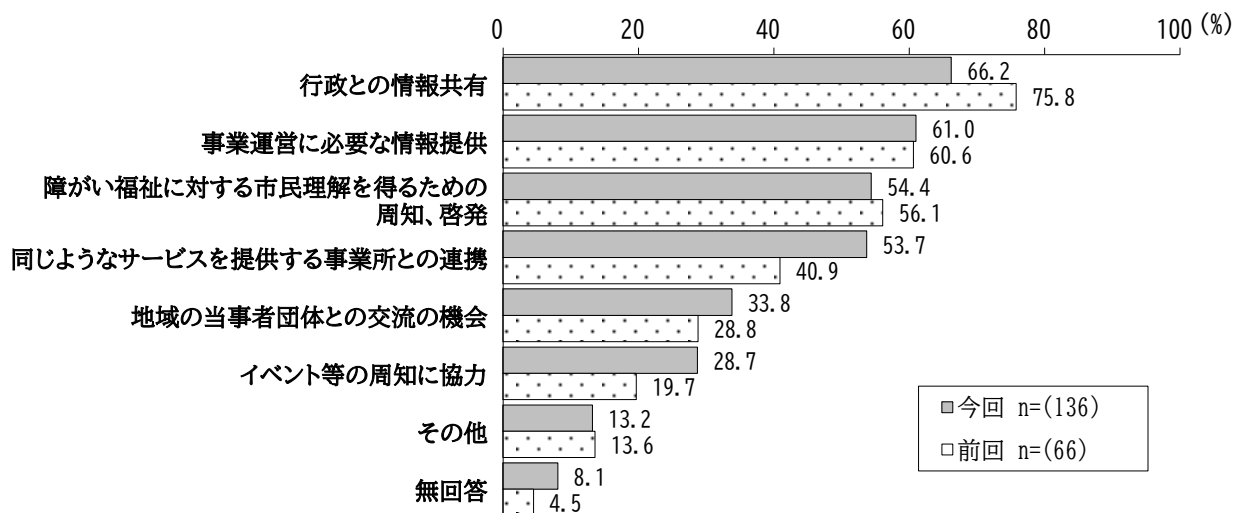
⑨サービスの提供にあたって市に望むこと

サービス提供にあたって市に望むことでは、「行政との情報共有」が66.2%で最も高く、次いで「事業運営に必要な情報提供」(61.0%)、「障がい者福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」(54.4%)、「同じようなサービスを提供する事業者との連携」(53.7%)となっています。

前回調査と比較すると、「同じようなサービスを提供する事業者との連携」(今回:53.7%、前回:40.9%)が12.8ポイント、「イベント等の周知に協力」(今回:28.7%、前回:19.7%)が9.0ポイント、「地域の当事者団体との交流の機会」(今回:33.8%、前回:28.8%)が5.0ポイント、前回調査よりも増加しています。また、「行政との情報共有」(今回:66.2%、前回:75.8%)は前回調査と比較して9.6ポイント減少しています。

前回調査と比べて、「同じようなサービスを提供する事業所と連携」をあげているところが増加しており、サービス提供事業所間の連携・強化が必要です。

■サービスの提供にあたって市に望むこと



(5) 障がい者雇用に取り組む民間企業に対するアンケート調査結果の概要

①雇用したことでよかったことや困ったこと等

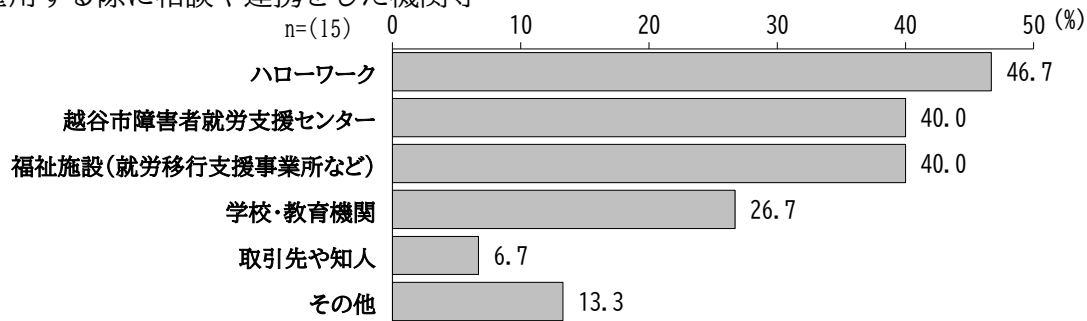
雇用したことでよかったことや困ったこと等については、よかったことで8件、困ったこと等で10件の意見が寄せられました。よかったことでは、「理解や共感が深まった」、「優しくなった」、「戦力になる」、困ったことでは、「個人の特性を理解し、作業を考慮する必要がある」、「精神面でムラがある時がある」といった記載がありました。

②障がい者を雇用する際に相談や連携をした機関等

障がい者を雇用する際に相談や連携をした機関等は、「ハローワーク」が4割台半ばと最も高く、次いで「越谷市障害者就労支援センター」「福祉施設(就労移行支援事業所など)」と続いています。

ハローワーク、障害者就労支援センター、福祉施設をあげている企業が多く、関連機関との連携・強化が必要です。

■雇用する際に相談や連携をした機関等

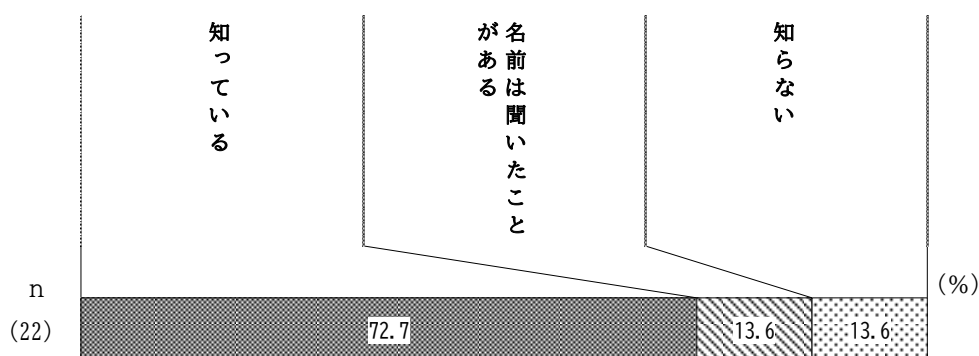


③障害者虐待防止法の認知度

障害者虐待防止法の認知度では、「知っている」が72.7%、「名前は聞いたことがある」、「知らない」がともに13.6%となっています。

「知らない」と回答している企業も1割以上いることから、企業に対する法律の周知徹底が必要です。

■障害者虐待防止法の認知度



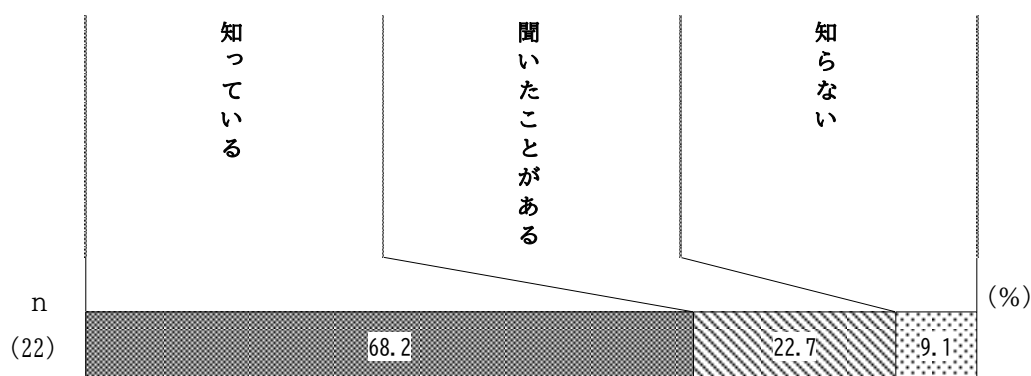
第2章 障がい者の現状と計画の課題

④合理的配慮の提供が義務化されたことの認知度

合理的配慮の提供が義務化されたことの認知度では、「知っている」が68.2%、「聞いたことがある」が22.7%、「知らない」が9.1%となっています。

「知らない」と回答している企業も1割弱いることから、合理的配慮の提供の義務化の広報・理解促進が必要です。

■合理的配慮の提供が義務化されたことの認知度

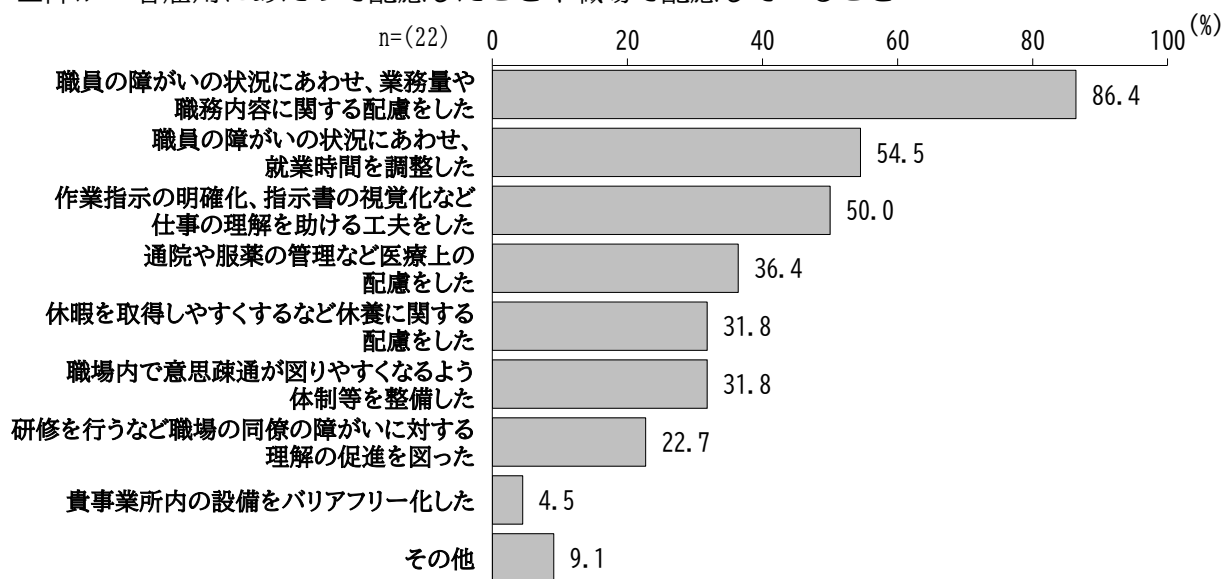


⑤障がい者雇用にあたって配慮したことや職場で配慮していること

障がい者雇用にあたって配慮したことや職場で配慮していることでは、「職員の障がいの状況にあわせ、業務量や職務内容に関する配慮をした」が86.4%で最も高く、次いで「職員の障がいの状況にあわせ、就業時間を調整した」(54.5%)、「作業指示の明確化、指示書の視覚化など仕事の理解を助ける工夫をした」(50.0%)、「通院や服薬の管理など医療上の配慮をした」(36.4%)となっています。

業務量や業務内容に関する配慮をあげている企業が最も多くなっており、障がい特性に応じた就労支援や多様な就労の機会の確保が必要です。

■障がい者雇用にあたって配慮したことや職場で配慮していること

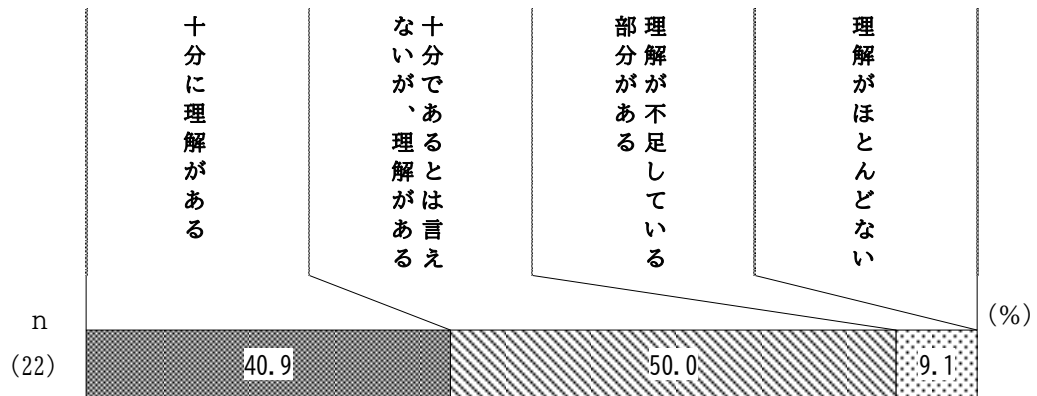


⑥職場における障がい者雇用に対する理解

職員の障がい者雇用に対する理解度では、「十分に理解がある」が40.9%、「十分であるとは言えないが、理解がある」が50.0%、「理解が不足している部分がある」が9.1%となっています。

およそ9割の企業が障がい者雇用に対する理解があると回答しており、引続き事業主の障がい者雇用への理解促進を広める必要があります。

■職場における障がい者雇用に対する理解



3 団体意向調査に基づく障がい者等の現状

(1) 調査の概要

市内で活動する 37 団体に対して、調査票による団体意向調査を実施し、25 団体からの回答（回収率 67.6%）がありました。そのうちヒアリングを希望した 5 団体に対しては、対面でのヒアリングを実施しました。

(2) 調査票による調査結果の主な意見等

【障がいに対する理解について】

- 市の施策にどのようなものがあって、どう対応されているのか等について、広く知ってもらえるよう、より周知して欲しい。
- 障がい者との懇親会など、直接話をする機会を大切にして欲しい。
- 障がいのある者と支援する者とで、それぞれの主張がある。行政は中立的な立場で、双方の話をきいて欲しい。

【社会参加について】

- 聴覚障がい者の中で特にろう者にとっては、コミュニケーションが課題で、その部分が解決できればかなり障壁は低くなる場合が多い。
- サークル等の会員の高齢化しており、若い人の加入を望む。

【生活環境について】

- 障がいの有無に関わらず誰でも住みやすい市にして欲しい。
- 小・中学校でのバリアフリー化や、多様性の受け入れがもっと進んでいく事を強く望む。
- 越谷駅から市役所に向かう道ののタイルが損傷しており、通行しづらいのではないかな。
- 水害に対する障がい者への情報提供が不足している。河川氾濫や内水氾濫等に迅速に情報提供できる体制を望む。
- 防災無線が聞き取りにくい。

(3) ヒアリング調査結果の主な意見等

【地域生活を支える支援体制について】

- 特に就学前は横のつながりが少なく情報の取得が困難である。
- 親同士の交流の場が少ない。
- 施設やサービスは充実しているが、情報を集めにくい。必要な情報に行き当たらず、あきらめてしまう人もいる。
- 施設やサービスの数や種類は増えているが、質が伴っていない。

【社会参加について】

- 就労状況について、企業の合理的配慮への理解、視覚障がいへの理解不足を感じる。企業との交流の場があればもう少し理解促進も進むのではと思う。
- コミュニケーションの保証をして欲しい。
- 「手話言語」の正しい理解と普及のため、さらなる情報発信や施策を進めて欲しい。
- 市職員も手話に触れ合う機会が増えるといい。
- 手話を広めるという意味で、こども世代への周知が重要である。学校でのきっかけづくりや市の催しものでの周知など働きかけをお願いしたい。

【生活環境について】

- 交通の便について、バス路線の廃止地区では不便な状況であるため、コミュニティーバスを希望する。
- 鉄道の入庫時の音が駅によって違う。聴覚で確認している人もいる。鉄道会社とも相談してもらいたい。
- 路上の音響式信号機について、音の大きさや種類の違いや、さらには音が鳴らないところもあり危険がある。
- 防災、災害時の対応が心配である。

4 課題の整理

前計画である第5次計画の施策体系における7つの基本方針について振り返りを行うとともに、法制度の改正やアンケート調査の結果等を踏まえ、課題及び今後の取組みの方向性について整理を行いました。

(1)【基本方針1】障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進

第5次計画期間での市の主な取組み

基本目標1「相互理解・相互尊重を育む」を達成するため、以下の5つの施策を推進してきました。

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進（障がい者の差別解消に係る啓発活動）
- ② 権利擁護の推進（障害者虐待防止法等の周知）
- ③ 成年後見制度の充実（成年後見制度の周知）
- ④ 広報・啓発活動の推進（障害者の日記念事業ふれあいの日の実施）
- ⑤ 地域での交流と理解の促進（ボランティア活動の支援）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 障害者虐待防止法の市民の認知度で、「知っている」、「名前は聞いたことがある」を合わせた回答が47.4%と前回調査の16.9%から増加しているものの、依然として50%に満たない状況である。また、障害福祉サービス事業者等への「虐待をなくするために必要なこと」について、「障がいの特性や虐待についての知識の啓発」が87.5%で最多であることから、障がいや虐待についての知識の啓発に一層努め、障がい者の権利擁護を推進し、虐待の防止に取り組む必要がある。
- 障がい者理解促進に係るパンフレットを公共施設等で配布するなど障がいを理由とする差別解消の取組みを行ってきたが、障がい者への「障がいを理由に差別や偏見を感じることもあるか」について、「ある」の回答が34.8%で、前回調査より5.6%増加している。また、市民への「障がいのある人に対する差別や人権侵害を感じることもあるか」について、「ある」の回答が72.4%で、前回調査の73.3%と横ばいとなっていることから、様々な障がいに対する正しい理解の促進に向けた取組みを一層推進していく必要がある。
- 令和6年4月から施行された合理的配慮の提供義務化に係る市民の認知度で、「知らない」が65.2%と高いため、引続き啓発に取り組む必要がある。

(2)【基本方針2】保健・医療の充実

第5次計画期間での市の主な取組み

基本目標2「一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる」を達成するため、以下の4つの施策を推進してきました。

- ① 疾病の予防と早期発見・早期対応（乳幼児等健康診査事業、健康診査・がん検診等事業の実施）
- ② 地域療育システムの充実（発達相談、早期療育教室の実施）
- ③ 在宅保健サービスの充実（訪問健康診査の実施）
- ④ 障がい者保健・医療体制の充実（重度心身障害者医療費、自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）の助成）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 障がい者への「医療機関受診にあたっての困りごと」について、「専門的な治療を行ってくれる医療機関が身近にない」が12.1%で最も多く、次に「歯科診療が受けにくい」が8.7%、「障がいのため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」が8.1%となっている。また、令和3年9月に施行された医療的ケア児支援法や令和5年5月に国が提示した障がい児福祉計画の策定に係る基本指針において、医療的ケア児やその家族等に対する総合的な支援体制の構築を進めることが示され、本市では、医療的ケア児等のための関係機関の協議の場の設置や医療的ケア児等の支援を調整するコーディネーターの配置等の取組みを進めている。これらのことから、引続き、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関による一層の連携を図り、医療的ケアを必要とする方等が地域で安心して生活ができるよう地域の支援体制を充実させていく必要がある。

(3)【基本方針3】地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

第5次計画期間での市の主な取り組み

基本目標2「一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる」を達成するため、以下の5つの施策を推進してきました。

- ① 地域生活支援体制の整備（地域生活支援拠点等の整備、相談支援事業の実施）
- ② 生活を支える福祉サービスの充実（訪問系サービス（居宅介護等）の提供）
- ③ 日中活動の場の確保（日中活動系サービス（生活介護等）の提供、障害者福祉センターこばと館の運営）
- ④ 住まいの場の充実（居住・施設系サービス（共同生活援助等）の提供）
- ⑤ 地域での支援体制の充実（障害者地域自立支援協議会の活動）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取り組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 障がい者への「暮らしやすいまちづくりのために市で重要と考えること」について、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」が30.4%で最も多い。本市では、障がいの重度化、障がい者の高齢化や親亡き後を見すえた地域のサービス提供体制を構築することを目的とし、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保、地域の体制づくりの5つの機能を柱とした地域生活支援拠点等の仕組みを令和5年10月に整備したが、障害福祉サービス事業所等の地域生活支援拠点等に係る認知度で「知らない」が51.5%と高いことから、市内の障害福祉サービス事業所等と一層連携を図りながら、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築し、地域生活支援体制を充実させていく必要がある。
- 総合的な相談支援の実施や緊急時の対応における地域生活支援拠点等のコーディネーターなどの役割を担う基幹相談支援センターを令和5年10月に設置した。障害福祉サービス事業所等の基幹相談支援センターに係る認知度は86.0%で、第5次計画の進捗状況でも相談件数が目標値を上回るなど一定の効果が見られたものの、基幹相談支援センターと連携したことがない障害福祉サービス事業所等が34.2%もあることから、市内の障害福祉サービス事業者等と一層連携を図りながら、基幹相談支援センターを中心とし、地域における相談支援体制を充実させていく必要がある。
- 令和5年5月に国が提示した障がい福祉計画の策定に係る基本指針において、強度行動障がいのある方に対する支援体制の整備が掲げられ、障害福祉サービス事業所等が支援を行う際の課題では、「支援者のスキルアップや支援の検討が必要」が77.5%と最も多くなっている。支援のニーズを把握するとともに、支援者には一定の知識や技能が求められるため、強度行動障がいのある方に適切に対応できる事業所を増やし、本人や家族が地域で安心して生活ができるよう地域における支援体制の整備を進める必要がある。

(4)【基本方針4】教育・育成の充実

第5次計画期間での市の主な取り組み

基本目標3「さまざまな形で社会参加を促進する」を達成するため、以下の4つの施策を推進してきました。

- ① 就学前教育・保育の充実（児童発達支援センターと保育所等との交流保育の実施）
- ② 相談の充実（就学前の発達相談、学校における教育相談の実施）
- ③ 学校教育の充実（授業での福祉体験等の実施、教職員研修の実施）
- ④ 課外活動の充実（児童発達支援センター、中川の郷療育センター等の利用促進）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取り組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 今回調査より追加した10歳から15歳の児童・生徒への設問の中で、「障がいのある人と一緒に生活するために必要なこと」について、「障がいについて理解する」が44.3%と最多、次に「段差をなくす」が19.5%、「学校で一緒に学ぶ」が19.0%であり、障がいについての理解への意識が高いことに加え、バリアフリーやインクルージョン（包容）の視点を持っている。また、「障がいについて学びたいこと」の回答で、「対応のしかた」が46.6%と最多、次に「手話・点字」が33.3%と多く、手話普及啓発冊子「手話いいね！！」を全小学4年生に配布し、活用していることが一因として考えられる。さらに、団体意向調査でも、子どもへの福祉教育の必要性について意見があったことから、学校での福祉教育を一層推進していく必要がある。
- 令和5年5月に国が提示した障がい児福祉計画の策定に係る基本指針において、地域共生社会の実現・推進の観点から、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるよう参加・インクルージョン（包容）を進めることが示されており、引続き保育所や学校等の関係機関と連携しながら児童発達支援センター及び教育センターを中心とし、インクルージョン（包容）の推進体制を充実していく必要がある。

(5)【基本方針5】雇用・就労の確保

第5次計画期間での市の主な取組み

基本目標3「さまざまな形で社会参加を促進する」を達成するため、以下の3つの施策を推進してきました。

- ① 総合的な就労支援の充実（就労支援センターにおける就労相談）
- ② 多様な働き方の支援（就労訓練施設しらこぼとの運営、地域適応支援事業の実施）
- ③ 受注機会の拡大（障がい福祉サービス事業所等の自主製品・作業の周知）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 障害者就労支援センターにおいて、障がい者や障がい者を雇用する企業の就労に関する相談支援や、地域適応支援事業として障がい者の職場実習を行うことで、障がい者だけでなく実習を受入れる企業の理解を促進してきたが、企業の職場における障がい者雇用に対する理解度で「不足している」の回答が9.1%と、前回調査と横ばいとなっている。また、障がい者等が働くために整っているとよい環境では、「職場の上司や同僚が障がいに対する理解があること」の回答が、前回調査と同様最も多いことに加え、障がい者団体から企業に対して障がいや合理的配慮のさらなる理解を求める声もあったことから、ハローワーク等の関係機関と連携しながら企業の障がい者雇用に係る理解の促進に努め、障がい者の就労支援を一層推進していく必要がある。
- 令和4年12月に障害者雇用促進法が改正され、重度障がい者の雇用の推進が規定されるとともに、障害者総合支援法の改正では、令和7年10月から新たな障害福祉サービスとして、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労の選択を支援する「就労選択支援」が創設された。また、障がい者の今後の就労希望では、正社員、短時間、非常勤・派遣社員、福祉サービス事業所、自営業と様々なニーズがあったことから、障がい者が能力や適性に応じて多様な就労ができるよう、就労支援センターや障害者就労訓練施設しらこぼと等での取組みを推進し、就労機会の拡大を図る必要がある。

(6)【基本方針6】生涯学習環境の整備・充実

第5次計画期間での市の主な取り組み

基本目標3「さまざまな形で社会参加を促進する」を達成するため、以下の3つの施策を推進してきました。

- ① 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進（指導者の確保、障がい者スポーツ教室の実施）
- ② 文化芸術活動の促進（障害者の日記念事業ふれあいの日、障害者福祉センターこぼと館文化祭、こころのアート展の実施）
- ③ 多様な社会参加の促進（障害者福祉センターこぼと館における障がい者間交流を目的とした講座等の実施）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取り組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 障がい者への「地域や社会に積極的に参加できるようにするために大切なこと」について、「障がいのある人などに配慮した施設や設備の充実」が41.0%で最も多く、次に「障がいのある人などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」が35.6%、「外出のための移動手段や介助の確保」が29.0%となっていることから、引続き、障がい者が参加しやすい講座の実施や施設・設備の整備等が求められている。
- 障がい者の今後参加したい余暇等の活動では、「趣味の活動」が20.0%で最多であり、参加の希望が高いものの、第5次計画の進捗状況では障害者福祉センターこぼと館に登録している趣味等のサークル数が減少傾向にある。障がい者団体からもサークル等の会員の高齢化のため若い人の加入を望む声があったことから、趣味等の多様な活動の活性化・安定化等に向けた支援に努め、障がい者の多様な社会参加を促進する必要がある。
- 令和5年3月に国において策定された障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）を踏まえ、地域での作品等の発表・交流等の促進など、障がい者による文化芸術活動を推進する必要がある。
- 令和7年3月に国において策定された視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第2期）を踏まえ、視覚障がい者等が取得・利用しやすい電子書籍等の普及・提供など、読書環境の整備を推進する必要がある。

(7)【基本方針7】生活環境の整備・充実

第5次計画期間での市の主な取り組み

基本目標4「誰もが安心して暮らせる生活環境を築く」を達成するため、以下の5つの施策を推進してきました。

- ① 福祉のまちづくりの推進（福祉のまちづくりに関する法律等の啓発）
- ② 道路・交通環境の整備（歩道の整備、バス路線等の整備促進）
- ③ 外出・移動の支援の充実（福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付）
- ④ 情報アクセシビリティの向上（コミュニケーション支援事業の実施、広報紙等の点訳、音訳版の提供）
- ⑤ 防犯・防災体制の整備（避難行動要支援者支援制度の周知）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取り組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 障がい者が現在の生活で困っていることでは、「障がいにより人とのコミュニケーションが難しい」の回答がいずれの障がいにおいても高い割合となっていることから、令和4年5月に制定された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、手話言語条例に基づいた取り組みや発行物等の点訳・音訳等の取り組み等を進め、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通を推進する必要がある。
- 障がい者への災害時における高齢者や障がい者等の避難支援に関する取り組みである「避難行動要支援者支援制度」の認知度は、「知っている」が12.6%と低い状況である。また、災害時の避難所の認知度は「知っている」が48.3%で、約半数が避難先を知らない現状があることに加え、団体意向調査でも災害時の対応等についての意見があったことから、引続き制度等の周知啓発に努めるとともに、障がい者の災害への備えや支援体制を推進する必要がある。

第3章 計画の基本的な枠組み

1 基本理念

**障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる
地域社会**

本市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」から令和3年3月に策定した「第5次越谷市障がい者計画」に至るまで、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念とし、施策を推進してきました。

「第6次越谷市障がい者計画」においてもこの基本理念を継承し、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指します。

なお、平成27年の国連サミットにて採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を理念としており、本計画の基本理念と共通しています。



2 基本目標

基本理念を実現するために、4つの基本目標を設定します。また、基本目標の達成に向け基本方針を設定し、この方針に基づき施策を展開していきます。

(1)【基本目標1】相互理解・相互尊重を育む

障がいの有無にかかわらず、地域でともに生きる「共生社会」を実現するためには、障がいに対する理解を深めていくことが重要であり、正しい理解をもつことで、差別の解消や合理的配慮等に係る積極的な取組みにもつながることが期待できます。

そのため、家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、障がいへの正しい理解を深め、互いに尊重しあえるように、地域住民や障がい者支援関係機関、当事者団体等とのさまざまな連携の下、市職員の出張講座や地域のイベントなど多様な機会をとらえて、啓発活動の推進や地域での交流の促進を図ります。

そして、全ての市民が地域社会の一員として、ともに生きる社会の実現を目指します。

(2)【基本目標2】一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる

障がい者一人ひとりの意思を尊重し、地域で自立した生活を送れるようにするためには、ライフステージの全ての段階で一貫性をもった支援に取り組むことが重要です。

そのため、障がいや疾病の予防と早期発見、治療、医学的リハビリテーション、医療的ケア児等への支援等を担う保健・医療と、障害福祉サービスや介護保険サービス等を担う福祉において、それぞれの充実を図るとともに、相互の連携強化を図ります。

また、日々の暮らしにおいては、地域での見守りや声かけ、日常生活の支援なども欠かせないため、公的サービスとあわせた地域での支援体制の充実を図ります。

そして、障がい者一人ひとりの「生活の質（QOL）」の向上を目指します。

(3)【基本目標3】社会参加を促進する

障がい者が地域で自分らしく自立した生活をしていくためには、主体的に社会との関わりをもつことが重要です。

そのため、幼児期から将来を見据えた療育・教育の取組みを進め、障がいの状況に応じ、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、社会の一員として自立し、生活を営む力を育みます。

また、経済的な自立や社会的な役割の実現、そして働くことを通じたやりがいの実感などが得られるように、障がい者の就労支援や企業等の雇用促進を図ります。

さらに、多様な場に参加し、活躍できるよう、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実を図るとともに、文化芸術活動やスポーツ活動などの幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。

そして、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に活かせる社会を目指します。

(4)【基本目標4】誰もが安心して暮らせる生活環境を築く

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活環境の整備を進めることが重要です。

そのため、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、道路・交通環境の整備を進め、福祉サービス等の充実により、障がい者の外出を促進します。

さらに、地域ぐるみの協力体制の整備や福祉施設での避難者受入れ体制の強化など、災害に備えた取組みを推進します。

そして、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が安心して地域で暮らしていける社会を目指します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策
ともに育ち、いのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会	基本目標1 相互理解、相互尊重を育む	基本方針1 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進	①権利擁護の推進及び虐待の防止【名称変更】
			②成年後見制度の充実
			③障がいを理由とする差別の解消の推進
			④広報・啓発活動の推進
			⑤地域での交流と理解の促進
	基本目標2 一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる	基本方針2 保健・医療の充実	①疾病の予防と早期発見・早期対応
			②地域療育システムの充実
			③在宅保健サービスの充実
			④地域での保健・医療体制の充実
		基本方針3 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実	①地域生活支援体制の整備
			②生活を支える福祉サービスの充実
			③日中活動の場の確保
			④住まいの場の充実
			⑤地域での支援体制の充実
	基本目標3 社会参加を促進する【名称変更】	基本方針4 教育・育成の充実	①就学前教育・保育の充実
			②相談の充実
			③学校教育の充実
			④課外活動の充実
		基本方針5 雇用・就労の確保	①総合的な就労支援の充実
			②多様な働き方の支援
			③受注機会の拡大
		基本方針6 多様な社会参加の促進【名称変更】	①情報アクセシビリティの向上【基本方針7から移動】
			②意思疎通支援の充実【新】
			③生涯学習・スポーツ活動への参加の促進
			④文化芸術活動の促進
			⑤交流機会の促進【名称変更】
	基本目標4 誰もが安心して暮らせる生活環境を築く	基本方針7 生活環境の整備・充実	①福祉のまちづくりの推進
			②道路・交通環境の整備
			③外出・移動の支援の充実
			④防犯・防災体制の整備

第4章 施策の展開

第6次越谷市障がい者計画

＜骨子案＞

令和 年 月

発行・編集 越谷市

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-964-2111（代表）